礼記注疏訳注稿(十三)—雜記上第二十(一)

末永 高康

凡例

た部分がある。 北京大学出版社、二〇一四年による)等により底本を一部改め疏本」を用いたが、八行本(『影印南宋越刊八行本礼記正義』二 底本は嘉慶二十年江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三経注

ついては適宜分割して経、注の後ろに割り当ててある。 三 各部分の冒頭に底本における葉数・表裏・行数を示した。疏に

形で記しておいた。ただし、巻数、行数は省略した部分がある。 葉数を 1-2a3 (一巻二葉表三行)、4-5b6 (四巻五葉裏六行)等の四 十三経注疏からの引用については、「阮刻十三経注疏本」の巻

蚢】(一葉表三行

此於別録屬喪服。分爲上下、義與曲禮檀弓分別不殊也。正義曰、按鄭目録云、名曰雜記者、以其雜記諸侯以下至士之喪事。

[書き下し文]

録』に於て喪服に属す。分かちて上下と為すは、義、曲礼・檀弓の其の諸侯以下、士に至るまでの喪事を雑記するを以てなり。此れ『別正義に曰く、按ずるに『鄭目録』に云ふ、「名づけて雑記と曰ふは、

策繁多、 1 『礼記』曲礼下4-1a2引く 分爲上下。」檀弓下9-1a2引く 故分爲上下二卷。」 鄭 目 . 『鄭目 録 録』「義 「義與 前 同 篇 前 同 篇 策重 以

分別と殊ならず①」と。

[現代語訳]

て(取り交ぜて記して)いるからである。この篇は『別録』では喪記」と言うのは、この篇が諸侯以下、士に至るまでの喪事を雑記し正義に曰く、思うに『鄭目録』に言う、「(この篇に) 名づけて「雑

服 \mathcal{O} 分量の多さ故に)上下に分割されているのと同じ に属している。 上下に篇を分けているのは 曲 礼 理由による」と。 檀 弓 の篇が (マ

経 葉表五 行

其綏復 諸侯行而 死 於館 則 其 復 如 於其國 如 於道、 則升其乘車之左轂、 以

|書き下し 文

を以て復す①。 諸侯行きて館に死すれば、 べくす。 如し道に於てすれ ば、 則ち其の復すること其の国に於てするが 則ち其の 乗車 . の 左轂 に升り、 其 の級

①ここと重複する記載が 館 館 復、 卿 私館不復。 大夫之家也。 其在野、 不於之復、 『礼記』 則升其乘車之左轂而復。」注4a2 爲主人之惡」に見える。 喪大記44-3b 「其爲賓、 則 私 公

現 代語訳

自国で行うように復 カ 死んだならば、 とざりを用いて復をする 侯が (国外に) 乗っている車 行って (魂呼ば (相手国が用意した) (V) \mathcal{O} 左 をする。 の轂(こしき)に升って、その旗 もし路上 賓館で死んだならば、 $\widehat{\phi}$ 宿泊所) で

【注】(一葉表六行

之 館 得 主 升 或 屋招用 [所致舍。 一、裹衣也。 讀 復、 如蕤賓之蕤、 招魂復魄也 如 於道、 字之誤也 道 上 如於其國、 **上廬宿也**。 緌 謂 升車, 主國館 旌 旗 之旄 左 轂、 賓 世 象 與 升屋 ①使 去其旒 東 有

> 用 之、 異於生也

而

①底本は 與 を 子上 に作る。 行本および 疏文により

改

[書き下し文]

館

は、

主国の致す所の舍なり。

復」

魂

を

招

き魄を復する

賓 屋 を去りて之を用ふるは、 L なり①。 へて之れ有らしめ、 の蕤の如し、 の 道に於てすれば」とは、 東栄に升るに象る②。 「其の国に於てするが如くす」とは、 字の誤りなり③。 屋に升りて招くに襃衣を用ふるを得るなり。 生に異るなり⑥ 道上の廬宿なり。 「綏」、 緌は旌 当に緌に為るべし、 旗 は、 の旄を謂ふ④。 「車の左轂に升る」 主国、 賓に館 読むこと蕤 其 \mathcal{O} は、 流(5) 如

復魄 魄 始 1 也。」『 死招魂復魄。 同 也」 様の注は、 『礼記』 などにも見える。 。」『儀 周周 雑記上注40-14b1・喪大記注44-3a8 礼 礼 天官・夏采注8-22a8「鄭司 士喪礼注35-2a8 「復者、 有司 農 復 云 招 復謂 魂 招 復 魂

以玄赬、 夫士也 て 士 とあるが、 大記44-3bに 礼注1-13b7「榮、 2 おり、 也。 儀 礼 天子諸 者 その 世 その鄭注3b8では 士喪礼35-2a 婦以襢衣、 以 「小臣復、 鄉飲酒 疏₄b8は 侯言東霤」 屋翼也。」)大夫以上についても、 この違いにつ (8-3a)士以爵弁、 復者朝服。 「復者一 と天子諸侯と卿大夫との違 「 榮、 鄉射 人 屋翼。 士妻以税衣。 いて「云升東榮者、 君以卷、 (11-3b), …3b升自前 升東榮者、 夫人以屈狄 是大夫士之禮 皆升自東榮 東榮。」 『礼記』喪 謂卿大夫 いを言っ $\widehat{\pm}$ 大夫

る 天子亦然也」 屋。 云 設 云天子諸 洗當東 云、 、榮。 と 侯言東 設洗當東雷。 此 これがその **灬雷者、** Ξ 東 樂、 霤 人君殿屋四 建 謂 物 故 東 の 西 知 構 兩 是卿大夫士 造 頭 注 (為屋 に 由 燕禮是諸侯 [来す 管雷 禮、 ると説 今之兩 案燕 禮、 明 7 明 禮 下

- (3) 同 様 の注は以下にも見える。
- 誤也。 旄 士冠禮及玉藻、 有虞氏之旂、 爲 綏 一周 毛伝3.3-3b1) 謂 礼 禮非是也。 緌以旄牛尾爲之綴於橦 下 天官・ . の 夏后氏之緌 冠緌之字、 「注旄於干首」 夏采注8-22b4「故書綏爲禮 玄謂明堂位曰、 故書亦多作綏者、今禮家定作蕤。」 則旌 上 は 旃 凡四代之服 詩 所 有是綏者 謂注 鄘風・ 旄於干首者。 器、 干旄 當作緌、 杜 子春 魯兼用之。 「孑孑干 云 字之 當

参

4 緇 有 に

綏。」 · 『礼記』 注5b4 王制12-5b「天子殺、 「綏當爲緌 緌有虞氏之旌旗也。 則下大綏。 諸侯殺、 下謂弊之。」 則 下 亦

・『礼記』

- 緌 加 白 以謂注旄牛尾於杠首、 冠蕤之蕤 周之大赤。」 明堂位31-12b「有虞氏之旂、 有虞氏當言緌、 注12b10 所 /謂大麾。 「四者旌旗之屬也。 夏后氏當言旂 夏后氏之綏、 此 綏當爲緌 L 蓋錯誤 也 讀
- 皆戴 冠蕤之蕤. 『礼記』 綏 喪大記45-20b 蓋五采羽注於翣首也 士…畫翣二、)「飾棺、 皆戴綏。 大夫:: 黻翣二、 注21a7 綏當爲緌 畫翣 讀 如

な

夏采注の言及する

「士冠禮及玉

藻

は

『儀礼』

記

冠

義3

-11b釈文17a6 大古冠布、 玉藻29-17a 布之冠、 作っているのは 一 '麻衣布 **令**礼 「緌、 記 齊則 衰 皆不蕤。 「緇布冠繢緌、 布 本又作蕤、 郊 **於緇之、** 帶、 特性26-15aほぼ同じ)「始 『礼記』 委武玄縞 因喪屨、 其 緌 耳隹反。」現行の三礼で「緌」 也 諸侯之冠也。」 雑記上40-11b「大夫卜宅與葬 緇布冠不蕤。」 而 孔子曰、 後蕤」 のみである。 吾未之聞 注17a5 同41-8b「大白 冠 也。」、 緇 「緌或作蕤。」 布之冠 「礼記

- 於竿 照 爾爾 頭 雅 如 今之幢、 釈天 (旌旂) 亦有旒。」 6-18a 疏18b6 「注旄首曰旌。」 「李巡日、 旄牛尾著竿 注18a7 「載旄
- 之垂者也」 (5) 詩 商 参 頌 照 長 発 爲下 國 綴 旒 鄭箋20.4-5b2 旒 旌 旗
- 之於生、 6 『周: 礼 亦 天官 因 [先王有徒緌者」とある] 夏采注8-22b5にも 「今以之復、 去 其 旒

現 代語訳

殷之大

とは、 は、 升って (天子から下賜された) できるのだ。 魄とを招き復 は、 館 屋根の (身体から離れて天に帰ろうとする) 魂と は、 Þ 主国が賓客に宿舎を与えて専有させているので、 主国 東の栄 宿」 如 (かえ) すことである。 (で死んだ場合) し道に於てすれば」 (受け入れ国) (つま) より升ることに象ったものだ。 が 襃衣を用いて 準備した宿舎 のことだ。 とは、 「其の国に於てするが如くす」 路 上の (魂魄を) 車の (地に帰ろうとする) のことである。 左轂に升る」 (宿泊所である) 招くことが その屋根に 「綏」

異

(からう ように 緌 旗 に \mathcal{O} 読む . 為る 垂 れ の べ を取り 尾で作 きであ 字 Ō 誤 去 る。 ŋ つ たかざり) である。 て用 (+ = -V 律 るの の 緌 のことを言う。 は、 つ は である) 旌旗 生 一時と異なるようにする î 蕤 その旒 た 賓 \mathcal{O} \mathcal{O} 旄 (はたあ (旄 蕤

疏 葉表 九 行

之舍、 今各依文解 招 授 招 TF. 及館舍也 加 屋 會之屬 魂復 本 (乘車之左轂者) 義日 上 國 郊 東 故 氏云、 、榮也。 若 魄 亦 則 異 底本 而 也。 衣各 建 굸 復 復 自 後魄 之禮、 之。 魄 而 此以下、 綏 は ○則其復 明飾 道。 乘車、 用 其 死 而 也 ○諸侯 其 五等之復、 者 棺 復 人 用 (上服。 此車以 棺 八而已。 如、 之亦冀魂魄望見 如 1 周 則 謂諸侯於時或在 至 其 を 於其國 所自 若也。 貴賤之等。 禮 與 行而死於 蒲 夏采 今在路 南 在己本國 席 館 0 1乘之車 以 人數各如其命數。 面 以其綏復者、 爲正、 道、 者 云 爲裳帷、 に誤る。 死、 館 此 以 其 也。 路 同 者 則左在東 則招用 (復謂招 乘車 主國 也。 識 經、 故云如 謂 揔明 其 之而還也。 復 死。 五等諸 建 謂若諸侯在 行 下 綏、 魄 魂 諸 旌 本により改め 綏 至廟門外、 於其國 復魄 今轂上狹、 也。 於館 :侯及大夫士在路 旗之綏、 復于四 旌 則 侯朝覲天子、 旗 升車 若王 俱 也 者 綏 升其 也。 道 一喪於 是在路 也。 左 雖 謂 路 論諸 則不 主國 所 在他 轂 死 如 於道 若 是 國 侯 及自 텘 車 國 也 在 知 則 象 有 之制 而 而 國 不在家 左邊 異 以 復 則 所 司 死 復 於 中 魄 升 授 所 相

> 6 則 は、

左

き下し文

人の 今轂

み

<u>ځ</u>

「其の綏を以て復す」とは、

綏」

は、

旌

一級な

上

一狭けれ

ば、

則ち

幾人を以てするかを

知

らず。

崔

氏

굸 旗

若

を招

か

ば

則

ち衣は各おの

其

 \mathcal{O} Š

上

服

を用い \mathcal{O}

3 り。

路に在り し国中に

7 在

死す らて魂

れ

ば

則ち

招

旌

旗

 \mathcal{O}

綏を用

是

在

則

ち

ら 国 に

在るに異なるなり、

故 くに

É

「道に於て」と云ふ。

明 ま を解す。 正 で、 義 (3a1)に 及び自 并びに 諸 日 侯及び く に 諸 ・飾棺の ら相 此 三至るまで、 侯行きて館に死す」とは、 大夫士、 れ ひ朝会するの属を謂ふ。 自 貴賤 ŋ 以 の等を明ら 路に在りて 下 諸 侯の 蒲 制を 席 以 死し、 かにす。 品が。 て裳帷 五等の 魂を招き魄を復す 「死す」とは、 今 此の一 と為す」 各 お 諸侯①、 \mathcal{O} 経、 文に 下 天子に 依 諸 に て之 至 時 朝 る

さば、 ち己 するが 授くる Š に升るに象るなり。 辺 ち 乗る所の 若なり。 の 他 魄を復すること本国と異なるを謂ふな の本国に在ると同じ、 如 穀 則ち左は東に在 国授くる所の舍に在ると雖 如 所の館舍を謂ふなり。 し道に於てすれば、 上に升り 車 主国に在りて死するを謂 すなり。 とは、 道 Ź, は、 其 其 其の ŋ 魄 \mathcal{O} の魄を復するは、 路なり。 五等の を復するなり。 復する」 車の 則ち其の 故に 0 復 左轂に升るは、 若 「其 「則ち其の復すること其 ŧ, L は 乗 の国に於てするが如くす」 諸 魂を 数 車 魄 侯、 答おの 此 則ち俱に 'n を復するの 招 の車、 道 左轂に升る」とは、 ŋ き魄を復するを謂 路に在りて死す 其 家に在りて 「乗車」 \hat{o} <u>其</u> 南 礼の 命 面 の乗る所 数 は、 おきは、 以 0) 屋 玉 如 正と為 其 \mathcal{O} れ 2 と云 ば ふな \mathcal{O} 如 則

り。

に於て或は

Š

館に」

とは、

主

玉

 \mathcal{O}

有

司

ŋ 若し 用 ふるも 主 采 玉 亦 三云ふ、 た に 喪して 魂 魄の 乗 望 復 車 見 せ . の して、 ば 建 綏 兀 を以 之を識 |郊に於 て、 りて て亦た綏を建てて復 四 郊に復す」 環らんことを冀ふ ك 4 す。 是れ な ŋ \neg 周

諸

正

0

(1) 凡 Ŧi. 礼 記 王 制 11-1a 王. 者 1之制 禄 爵 公 侯 伯 子、 男

(3) (2) 九 命 之數」 命、 一 上 服 侯 記 参照。 の 伯 雑 は七 語 記 な は 上 命、 お 『儀 復、 一周 子 礼 礼 西 男は 士 上 春 虞 官・ 礼 Ŧi. 注40-15a2 命 (記) 典命21-1bによれ 43-1b い 「復者多 F 少、 服 ば、 卒者 各 公は 如 之 其

等

に に 諸 6

この 喪 注 上 以 上 冠 士 に対対 服 の 礼35-2aに 也 爵 一弁而 服 弁服爲 F する疏 派を用い と見えるが、 祭 於公、 三祭於 服 ||上者、 公公、 \mathcal{O} る。 の 「以爵弁服」 注②参照 助 場合は助 諸侯の 冠而 君 祭於君之服、 その注 祭也」 祭於己。」 祭の とあるように、 復 参照。) 1b7 服 上服 派を除く に用いる服については、 注9a8 非 所以自 「復」 者 介弁、 \mathcal{O} 配 助 如特牲士玄端也。 礼記 [鬼神] 祭の 場 一合は 爵 弁也。 服を含め 雑 によれ 『儀 記 **半**41-9a 礼 冠、 下 て最 ば、 玄 不 Ď 士

其

に

0

(4) 夏 以 小 乘車 采注22a10が 周 礼 大寢 建 綏 天官・ 小 復于四郊。」 治指摘 祖 夏采8-22a するよ 大祖 なお四郊に復することについ らうに 庫 「夏采掌大喪。 菛 兀 礼 郊 記 檀 にも見えてい 以冕 服、 復于大 ては 祖 於

升 を

升

に象るのだ。

五等の

諸

候の

復を行う人数は、

それぞれその

る

現.

語

訳

呼び 国に 館舍 は、 言うのだ。 国に於てするが如くす」と言うのだ。 とを言う。 義に日 る 正 車 たならば、 の . つ 死 . つ \dot{o} 侯 侯 かにしたものだ。 ことについ 路 乗車の 位 \dot{o} 復すに際しては、 V 諸 0 \mathcal{O} 及び大夫士が、 於てするが如くす」とは、 んだ場合を言う。 いてを言うのだ。 (で死んだ場)制度について論じたもの。 ては、 とす 左側の 侯が、 は 諸 < 0) 家に 左轂に升る」とは、 れ 他国が授けた宿舎に滞在してはいるが、 侯行きて館に死す」とは、 乗車」 意味である。 これより 轂の上に升って、 魄を呼び復す礼が本国 ば、 自 天子に朝覲した場合、 て明らかにし、 居て 一分の本国に居るのと同じようにする。 その 合 は こ の 旅路で亡くなり、 以下、 (复 「館に」 のことを言う。 左 (その礼を 「死す」 諸侯自ら を行 一側が もし 経 「蒲席以 東 う \mathcal{O} 並びに棺 とは、 とは、 諸侯が、 「如」は、 Ó 魄 に当 「其の復する」 行う者が) が乗っている車のこと。 に を呼び復すのだ。 今それぞ 下 に際して) 文の たることになる。 及び諸侯が互い て裳帷と為す」に至るまでは、 (に居た場合) 主 諸 「如し道に於てすれば、 \bigcirc (公、 飾 魂魄を招き復 路上 「若」 玉 侯が主国に滞在して ŋ 「則ち其の 0 「廟門外」 れ文に従って解 の貴賤の 侯、 ともに 有 屋 (もし) $\widehat{\phi}$ は 司 根の 伯 宿 魂魄を招き復すこ この魄 (役人) と異なることを 等差に 諸 泊 復すること に朝会した場合 に至るまでは 東 子、 の意味、 だから (かえ) 所 車 0 侯 栄 車 \mathcal{O} \mathcal{O} 乗 その 男 で亡くな が を復す礼 釈して は 左 浸授け いる時 <u>ග</u> いて明 \mathcal{O} 道 魄を 則ち 其 其 ま 轂に 7 É 五. の 面

と言っ 行う 兀 上で ってい であ \mathcal{O} 衣服はそ 其 一郊に 数と同 て 建 1 は る。 Ó の る \mathcal{O} 綏 を以 て るの お ことなのだ。 綏 カュ の 玉 内に居 れぞれ もし Ŕ を以て復す」とは、 は じ \subseteq は分から で、 である。 ては綏を建てて復をする。 魂魄が望み見て、 の場合につ 玉 四内に居 兀 る場合とは異なるということだ、 の最上等の 魂 郊に復す」と言うの を) この 王がもし て魂を招くので 招きよせるのに旌旗の綏を用い 崔霊恩 いての礼を記して) 場 衣服を用い 合、 綏 玉 この目印に気づいて帰還するの は 轂 内で亡くなって復をする場合で の は、 り上は が る。 あれば、 旌旗 人だけ 一周 狭い この場合は路上で亡くな 礼 (はた) いるのだ。 れである。 から、 で の夏采職 (魂を招 だから と言ってい の綏 何 人でこの きよせ 旌旗の るのだ。 「道に於て」 に、 (かざり) る。 綏 る 礼 路 車 願 を

疏 (注に 対する)】(一 葉裏七行

衣 故得 是 者 主 是 待 榮 īE. 者 衆 升 緌 是 或 義 屋招 賓 館 但 也 也 日 賓之舍: 重 单 經 中 魂 緌 非 轅 有 굸 館 綏 死 嚮 如 絲旁著委 宿 È 也 南 於道道上廬宿也者 復用褒衣也。 字 者 國 所專 五. 所 左轂在 云與使有之者、 絲旁 致舍者、 有 荲 ①著 有 故 故 東、 市 云綏當爲緌 褒衣者、 妥、 復於乘車左 按曾子問 故象東榮。 故 其 云道上廬宿 謂 (音雖) 按遺人云、 主 天子褒賜之衣、 4 云 國與 轂。 訓 不 公館與公之所爲日 讀 賓此 - 於廬宿: 爲安②。 也。 此 云綏當爲 凡野都之道 . 矮字為蕤賓之蕤者 舍 云升車左轂 之舍復者、 使 級讀如 即下文復用 3 賓專 此 **此復之** 自 **養賓之** 象升屋 十里 公 有 廬 館 之 宿 有

> 者、 (矮) 旂 知 與 蒸賓字聲 有虞氏之緌 按夏采 今以其綏 無大常也 云 同 復、 乘車 但 也。 有旄也。 明堂位 是去其 建 以 綏、 經 作綏、 云 旒 云去 復于 有虞 異於生 其 应 故 郊。 (旒而 云字之誤 原氏之緌、 乘車 也 用之異於生 也。 主 ⑥ 夏后氏之旂 路 云緌 也 者、 當 (5) 建 謂 大常、 諸 旌 後王文飾 旗之旄 侯 建交龍 今乃 也

音

②底本は 底本は 安 旁」 を 下に 委」 者」 に作る。 字を衍する。 八行本に 従 行 1 本に 改 従 削 る。

之 故 建

1

③底本は 此 字前に 「〇」を衍する

④底 本は **矮當爲綏**」 に作る。 八行本に従 い 改 め る

い (5))底本は 補 改め 풀 字 を欠き、 緌 を 「綏」 に 作 .. る。 行 本に

(6))底本は 改 め る

玉 を 王 に誤る。 八 行: 本に従 V)

書き下し文

⑦底本は

緌

を

一綏

に作る。

八

、行本に従

11

改

め

る

子 升 此 に 問 市 굸 L \bigcirc Š 道 ・褒賜するの ŋ の舍を与 館 に 正 . 云ふ、 するの含なり。 に於てすれ て魂を招 義に日 凡そ野 3 2 , 「公館と公の為す \leq 衣、 き、 都の ば 賓をして専ら自ら之れ 故に 館 は、 即ち下文の 復に褒衣を用ふるを得るなり。 道 「与へて之れ有らしむ」 は 「道上の 主国 道 + 上の 皇に \mathcal{O} 所を公館 致 廬宿なり」 廬宿なり」 「復に褒衣を用ふ」②、 廬 す 爛有り、 所 の舍なり」 と日 有らしむるを謂 三十 と云ふは、 と云ふ。 _ چ 里に と云ふは、 ك (<u>]</u> ، とは、 宿 褒衣」 車 按ずるに遺 有 是れなり。 Š 0 是 按ずるに曾子 左轂 主 れ とは、 五.十 故に 玉 主 国 け升る 屋に 天 賓

当に 当に るなり」 と云ふ。 は、 7 を ş \mathcal{O} に に 世だ旄 復 一級字、 有 建 復 供 在 蕤 矮 ŋ す、 虞 緌 \mathcal{O} 待 屋 つべきに⑥、 乗 賓の 氏 用 に に \mathcal{O} \mathcal{O} 車 に為るべ 是 と云ふは、 4 の ふる . 為 故 東 緌 字と声 \mathcal{O} 有るを るべ れ其 緌 一旁に妥を著くる 栄に升るに象る」 死 に 建 は 所 東 者 綏 旌 夏后氏 の旒を去り、 し」と云 Ļ 栄に象る。 の者は是れ矮な の 今は もて、 旗 同 知 専 の じ。 諸侯は交龍の旂を建つるに 読 る。 有する 旄 乃ち緌を建て、 の むこと を謂 兀 経、 Š 旂 其 るは、 郊に 廬 所に非ず、 此 綏に作るを以て、 の旒を去りて之を用ふるは、 ك (7) ° ふなり」 と云 生に異なるなり。 蕤 宿 の緌字を読みて蕤賓の蕤と為すと 復す」 ŋ 其 の 賓 含に ふは、 の σ 音は 後王文飾す、 緌は絲 蕤 大常無きな ځ と云ふは、 た於て \mathcal{O} 故に乗車の 如 車 雖 乗車は 一旁に委を著く、 復せざる 轅 し」と云ふは、 南に 故に 訓みて安と為す④。 8 ŋ 故 玉 按ずるに 嚮 左轂 一路(5)、 字の 今其の にはば、 に有虞氏 明堂位に 誤りなり」 復 綏9 生 当 夏采に云 故に 但だ経 左 宿 す。 定異 の に は 轂 云ふ)を以 緌 は は 綏 此 東 な 中 賓

> 照 使 疏20a4引 張 含己 卿 逸荅 館 於 Ę 大 < 夫、 注 公館若今停 雜 鄭 大夫館: 記 志 云 \mathcal{O} 於士、 公 ː待者 所 鮑 爲 遺 也 公 問 若今 命 離 \exists 宮 使 是 離 注 館 也 宮 此 別 客、 云 聘 館 禮 亦 也。 公 公 所 (記24-7a) 所 是一 爲 為 説異 君 所

注14b1 二礼 襃」 記 褒 は 雑 衣、 記 褒 上 亦 40 - 14b始 0) 命 本字。 爲 「復、 諸 侯 諸 及 侯以 朝 覲 褒衣 見加 賜之衣 服 也 弁 服 猶

②参日何命問

也。」 矣。 積 南 廬 室 「綏」 周 若今 礼 樛木1.2-11b 路室有委。 凡國野之道、 釈文11b10 を 館、 安」 地 野 樓 候、 官 に訓じ、 可 以觀望者也。 五. 遺 徙 「綏之音 + 「樂只君子、 + 人13-22a 单 -里有廬、 1 雖 有市、 徒) 雖 の 有 「凡賓客會 が 市 音とする例は、 廬有飲 :房也。 福履綏之。」 ある。 市 有候館、 之間、 宿 食 同 有三廬 候 可 館 $\overline{+}$ 毛伝11b9 師 止 たとえば 有 宿、 里 役 積。 有 掌 宿 若今亭 其 宿 注22a5 道 詩 路 宿 有

路委③也

⑤『周礼』天官・夏采注8-22a7「乘車、玉路。」安也。」釈文11b10「綏之音雖」がある。

-1b大常、 6 旃、 玉 「王之五 一路が大常を 以祀。 九 旗之 路、 畫 注 建てることについ 日 1b10 月 日 者 玉路 「王在焉曰路 正 幅 鍚 爲 樊纓、 縿 ては、 斿 玉 則 有 路以 屬 声 周 焉 鄭 就 礼 玉 飾 春 建 照 諸 従 官 末。 巾 ·2a2 緌

若今縣

官宮

也。日

公所

爲

君

所命使舍己者。」

また

『礼記』

雑館

記

公

館 私 館

與

公所

公館

公館

復

此

之謂

也。」

注19b10

公公

館

木

· 復 私

也館

孔

子

Ė

善乎問

之也。

自

卿

大夫之家

Ė

私已

館

山41-13a

爲

而

死

公館

復

私

館

不

復

公

館

與

公

也

私

者 使

自

1卿大

夫以下之家也。」

注13a4

「公所

所所

作爲

離

別

館館君

也

参

照

両

者

の

注

の違い

に

ついては、

(1)

礼

記

曾子

「曾子問

Ħ

爲君

使

而

卒於

舍

禮

日

周 ④ 室

公

復

不

午復。凡所問19-19b

凡所使之國

有

剖

所授

舍

則

公館

何

に作っている。 ⑦上の注の部分の注③参照。ここではその鄭注に従い「

象 以 (8) 注17b1 其 待 (下復 國 周 事。 王 礼 也 日 春 畫日月、 月爲常 官 照 司 常27-16a 象 交龍爲旂、 天明也。 司 諸 …17aH 侯畫 常掌九 交龍 建大常 旗 公之物 象其 名 諸 侯建 八升朝 各 i 有屬 旋

_現代語訳] 「嬰ハロのは、経文に従ったのであろう。」。

これ うに その と言わ 宿 向 が 賓に専有させることを言うのだ。だからその屋根に升って魂を招き 曾子問篇に、 \mathcal{O} \mathcal{O} ている、 与へて之れ有らしむ」と言うのは、 亓 下 で け 左 \mathcal{O} 正 -賜し だ。 あ ば 建 五. 能 「周 復 義に日 轂 + は休憩所の) れており、 ŋ の の 物 だから 礼 で 左 東栄に升るに象る」 ・里ごとに た衣のことで、 礼に褒衣を用いることができるのだ。 で復をするのだ。 如し道に於てすればは、 一の穀 復をしな 死 「公的な賓館と公があてがった宿所を「公館」と呼ぶ 者が 遺人職に、 は東に当たるから、 館 「道上の廬宿 専有するもの (大きめの宿泊施設がある) は いの 廬があり、 主国 即ち下文の は 「一般に郊外の の致す所の舍なり」とは、 主国が賓に館として与えた宿舎なのだ。 綏当に矮に為るべ と言うの 廬や宿 なり」 三十 ではない、 道上の廬宿なり」と云ふは、 東の栄に象ることになる。 と言うの 「復に褒衣を用ふ」というの は多くの賓客の 里ごとに 主国が賓にこの宿舍を与えて は、 街道には、 だから 車 一の轅 だ。 (宿 Ļ 市がある」と言わ 「褒衣」とは、 泊 車 (自分の) (ながえ) 読むこと蕤賓 利用に供したも 十里ごとに 思うに 可能な) . の 左轂に升る 「礼記」 乗る車 が南に 宿が 天子 廬 飲飲 が、 思 ħ あ

> 文飾 놀言 思うに この は、 明堂位篇に、 の だ は、 ということであり、 たかざり)で復をする。 用ふるは、 \mathcal{O} 同じということだ。 蕤 (玉 路 (描かれた) (復をする場面なので)「緌」 から の 誤りなり」と言うのだ。 ただ 蕤 を加えていくから、 っており。 復 発 如 の旗には日月を描 『周礼』夏采職に、 「綏当に緌に為るべし」と言うのだ。 で用いるのは 音 のように読むとは、 は 旄」 生に異なるなり」と言うのは、 と言うの 雖 「有虞氏の緌、 旂 「乗車」とは があるだけだと分かるのだ。「其の旒を去りて之を (スイ)」 (はた) 生時と異なるようにするということだ。 は、 この経文では、 「緌」であって、「緌」は糸偏に 加いた) これがその 経文中の (文飾を加えてい で、 「乗車の建綏によって、 「緌は旌旗の旄を謂ふなり」と言うの を建てるのであるが、 主の 夏后氏の旂」 その発音が、 を建てて、 「安」 大常を建てるべきであるのに、 五路の第一である) 綏 (やすんずる) 「綏」に作っているから、 旒」 字で糸偏に 大常は建てない。 ない) と言われており、 諸 「蕤賓」 (はたあし) を取り去る こ の 侯 今はその $\widehat{\sigma}$ 有虞氏の 四郊で復をする」 緌」 0) (車に) の意味に訓 妥」 「委」と書く 玉路を指す。 (「蕤」) を は交龍 と書くの 「蕤賓」 後王 緌 は

【経】(二葉表五行)

其輤有裧、緇布裳帷、素錦以爲屋而行

[書き下し文]

其

の輤に裧有り、緇布の裳帷あり①、素錦以て屋と為して行く。

なる。 1a1は そこでは れ で に 参 に V は \mathcal{O} 棺 当 荒」と記されていて、 (1) 布 上 ない。 は二重 上に 「たり あ 向 裳 の 照 つけられている 黼 ややあ 75 それ 荒 る かう 帷 な 加 棺 ただし、 偽當爲 〒 際の 輔」と 帷荒於其上。」と に は いまいであるが、 帷」「荒」 6 を指すようで、 (外に 君」 相当するもの \dot{O} ば 「其 0 内に 注 棺 帷 「裳帷」 八輔有 V \mathcal{O} 以 「帷」と 両 飾 . T つい 者 り、 部 下 或作于、 (喪大記注20b10「(帷) を加えると解している。 素錦褚」) の 分の . の を 最 無理 7 喪 注 素 は 爲」 注 大記は は 疏 は であれば、 錦 荒 こ の 「緇布裳帷」、 詳 で議 喪大記 <u>5</u> に 褚 体になってい 聲之誤)参照)、 細 ということになる。 龍 を「帷」 な記述は 葬に 致 論されるように、 帷 が 帷 させる必 には記され 也。 ともに同じ 雑 向 喪大記に 記 荒 かう際 加 0) 上の 素 大夫以上有褚、 黼 !喪大記45-20bに見 為 荒 過りと解して、 ない 荒」、 荒 要は 绵以 この は上文の 「素錦以爲 てい おける君 \mathcal{O} 皆 骨 につい 「素 為屋 鄭注の な 棺 組み 所以衣柳 雑 V 飾 ないことに 他 錦 方、 0 ŋ 記 この 龍 (「柳」) の三重 書き方 屋」 カュ \mathcal{O} 上 以 棺 褚 /鄭玄2 は 雑 !の覆 帷 襯覆 ŧ 記 也 加 え 緇 に 殯 記 知 載 僞

現. 代語 訳

その L \mathcal{O} た 外 V である) 側 で あ \mathcal{O} 屋 る 根 「裳帷」 状 裧 \mathcal{O} 覆 が ĺ١ が あ であ ?あり、 り、 る そ (その 輔 \mathcal{O} 内 内側 側に には は (そ 素錦 緇 σ 周 (くろ) 縁 か 6 布

> 行くのだ。 (棺を覆うテント 状 0 小 屋を作って 自 玉 の 殯 領所に 向 か つて)

で

ŧ

【注】(二葉表六 行

輤

也。 帷 載 蒨 韋 柩將殯之車 棺 染赤色者也。 者 也 裳 飾 帷 也。 用 將 緇 葬 輤 載 則 柩 取 輤 之 名 用 車 於 赤 飾 襯 矣。 \exists 與 蒨 柳 輔象宮 裧、 讀 如 室 謂 蒨 旆 屋、 軍 其中 蒨。 邊 緣。 緇

> 棺 布

①底本は 櫬 を 襯 作 る。 八行本に従 11 改 め る

書 き下し文] 櫬 裳

(Ī)

覆棺者。

若未大斂、

其載尸

而

歸

車

飾皆如之。

其 其 \$ (I) ° 裳帷に緇を用ふれ 赤色を染むる者なり。 蒨とに取る②、 輤 の尸 の中 は、 淡は、 柩を載せて ⑥を載せて帰らば、 \mathcal{O} 小帳、 鼈甲の辺 櫬 読むこと蒨旆 ば、 将に (ちか) く棺を覆ふ者なり 縁を謂ふ④。 則ち輤に赤を用ふ。 将に葬らんとし 殯せんとするの 車飾皆な之の如くす。 \mathcal{O} 一帯の 緇布の裳帷は、 如 7 رُ 車 柩を載するの 飾 輤 櫬 な (<u>5</u>) は宮室 は、 Ó 若 棺 棺 なり を象り、 未だ大斂せず を囲む者なり。 車 は、 飾 3 を 名 屋は、 蒨は、 柳と日 櫬

綘 はこの 1 輤 棺 殯 記 也 輤 飾 引葬 篇に 焉、 喪 注6-9b3 衣翣柳之: いのみに、 大記45-20bで (→葬引) 柳 の 慎 柳 材 区分については 飾棺以柳翣」にも見える。 (當爲引、 に 飾 は \mathcal{O} 棺」 同周 みに見える。 禮家讀 礼 について述べる部分の鄭注2 礼 然、 天 官 記 聲之 柳 縫 檀 誤 三礼では 人8-12b につ 弓 也。 Ė 殯 其 引 慎 也

屍

謂

之極」と

柩

」との区別を説いてい

同 6 0b10で 也」と、 としても用 木 でじ)。 材爲柳、 「 在 柳 記 注13b10云、 言いら 其 一旁日 檀 實帷荒及木材等、 は棺 写上 れるとする 帷、 \mathcal{O} 飾り 在 周 「柳之言聚、 上 人牆置 日 Ó 荒 骨組みであるが、 (檀弓上疏7-15b8~ 愛」 揔名曰柳、 皆 諸飾之所聚、」 所以 疏6-11b1は 衣 柳 故縫人云、 也 棺の とあ 是帷 則以 0 議 飾 論 ŋ 荒 帷 ることか 惣稱 荒 t \mathcal{O} ほ 総 ぼ 称 柳

②音通による。 13-1b「士輿櫬」 (3) 属するが、 説 注5b10同じ。 文 木部6s65b 音が近いと判断されたのであろう。 注2b1、 輤 なお、 と 櫬、 『小爾雅』 同 蒨 棺也。」『春秋左氏伝』 襄公二年伝29-5b は 同音 広名では (耕部)、 「空棺謂之櫬 「以自爲櫬 櫬 僖公六 は 真 年伝 與 部 有 頌 に

衆 4 は 10) 用 \mathcal{O} (12a4)' 也 飾 悼。 に 「裧」は三礼では他に 所 . 垂 カ の 「周禮」 名 れ 7所の 聚 注を与えている。 下が 旁 後者に対しては 亦 日 釈喪制 みに見え、そこでは 一(春官・ る覆い 牆 其 形 僂 似 興 也 屋 を指し、 巾車27-6a) 牆 棺之車日 亦曰鼈甲、 也 なお 『儀礼』士昏礼4-12a、 「裧者、 に見える 鄭玄は 鼈甲」 轜、 いずれも婦 謂之容。 車裳幃、 以 前者に対しては 其 で Î 蓋 柩 車 似 中有容、 人の 日 車 於蓋弓垂 柳、 \mathcal{O} 鼈甲亦 車 車 既夕記41-6b 則 -蓋を指 柳 0) 固有 車蓋の 之。」 ~淡、 $(\downarrow \phi)$ 聚 蓋。」 也 ;す例 (6b 車 周

⑤『礼記』喪大記注45-21a2にも「大夫以上有褚、以襯覆棺

是也」 爲屋 1b6る 乃 加 素 屋 帷 也 荒於其 錦褚者、 照 が喪大記 葬 在 £ 路 象宮 素 とある。 0) 錦 室 褚 也 白 錦也。 に当たることがわ また、 故雜 記 褚 ここから、 云 屋也。 素錦以 かる。 この 為屋 荒下 文用 経で言 而 喪 行 大記 白 绵 即 わ 疏 褚 n

⑥大斂 る。 『礼記』 納納 棺 曲 礼下5-21a なので 「在牀曰尸、 柩 では、 なく 在棺 F 日 柩 と呼 参 照 ば れ て

「輤」は、柩を載せて殯(・[現代語訳]

た覆 殯 る。 じ を 11 鼈 あ (たれまく) の前 輔 輤 載せて帰る場合に る 甲 る。 発音で、 の 「裳 は、 (すなわち の車の 埋葬に際して柩を載せる車 である。 の 帷 のことを言う。 名 櫬 柩 は、 に緇 で、 飾りに !を載せて殯 輔 は棺の 櫬 輤 直接に棺を覆うものである。 (くろ) つい ŧ لح は \mathcal{O} は宮室を 意味である。 車 上部 てであるが) 「蒨」 (かり 「緇布の を用い \mathcal{O} 飾 \mathcal{O} とに 象り、 屋 りは皆なこのようにする。 もがり) 裳帷」 一の飾り . る の 根状 曲 まだ大斂しておらず、 の部 一来し、 であれば、 屋 蒨 は、 は に 分 向 柳 は、 棺 は、 かう を取 蒨 \mathcal{O} (以上は大斂 その と言う。 旆 赤色を染める草で 車 周 輤 り囲 辺 \mathcal{O} 中 \mathcal{O} 飾 (から垂 に しむ覆 \mathcal{O} ŋ 裧」 は 蒨 小 で 是赤を用 その尸 さな帳 、ある。 であ と同 は 5

【疏】(二葉表九行)

有 正 義日、 物 緂 垂 此 經 明諸 鼈甲邊緣 侯 車 飾 0 緇 輤 布裳 謂 帷者 載 柩 輤 車 -棺外、 有 裧 者 用 緇 色之布 輤

爲 屋 爲 裳 小 帷 帳 以 以 韋 l 繞 棺 棺 而 也 行 者、 錦 於 以 死 爲 處、 屋 者 既 設 於 此 此 裳帷 飾 之中、 而 後 又 用

|書き下 文

用 り。 棺 載 死 淼 īF. 外に、 いするの 処 一義に日 S \mathcal{O} に於て、 て以て屋と為し、 垂 素錦以て屋と為す」 主るるは、 車を 緇 < 色 既に此 の布を用ひて、 謂 此 鼈甲の ふ ①。 0) の 経 飾り 小帳以て棺を覆ふなり。 邊縁に象る。 ※有 諸 とは、 を設 侯 ŋ 以て裳帷と為し、 \mathcal{O} がけて、 車 とは、 此の裳帷の中に於て、 飾 0 を明ら 而る後に 輤 緇 の四 布 か の裳帷」 がにす。 一旁に物 「而して行く」とは 行くなり。 以て棺を囲繞するな 「輤」 とは、 有るを 又た素錦を は 輤 謂 形の Š 柩 を

1

車

 \bigcirc

【疏

名

굸

①上注に言うように 付 け 6 ħ た柩車もまた 「輔」 輔 は柩 と呼ばれたのであろう。 車 . О 飾り を指すが、 の 飾 n

現. 代語

さな帳 だも 死 に、 は、 に又た素錦 \mathcal{O} TE. 兀 んだ場所で、 周 か 義に曰く、 緇 にしたも の 辺 周 輤 色の に だ。 に (とばり) 象 の を用 垂 布 . つ 四周 素錦以て屋と為す」 この一 たもの を用 れるのは、 のだ。 この飾りを設けて、 点に物が で 7 経 だ。 棺を覆うということだ。 て、 (テント状 輤 は、 0 (「輤」 0 けられてい 裳 は、 諸 緇 帷 侯 の上部を) 柩 0 とは、 布 を作り、 が !を載 の裳帷 その後に 殯に ることを言う。 屋 せる車 こ の 向 鼈甲 を作るとい それでぐるりと棺 かう とは、 「裳帷」 -を言 「而して行く」と (殯する場所に) 際 (に見立てて、 「輔」 ·
う。 の 一談 うことで、 の 車 中に、 裧 0) \mathcal{O} が 下の 有 飾 を囲 ŋ (「輔」 りしと さら 棺外 そ を 小 萌 W

經

謂

ということだ。

以

(注に対する)】(二葉裏 行

阼階 要玄纁 草、 故以赤色對緇 蒨草以染布也。 唯 也 取 丟 讀 於 飾 正 大斂後也、 漸 有 其 則 下。 名於蒨草之義 如 櫬 也 義 **英色未明**。 (上用荒、 不得 此 是相對之色。 云裧謂鼈甲邊緣者、 封康叔以 蒨 \exists 裧象 櫬 旆之蒨者、 云輤取名於櫬 云適 文 輤載柩將 邊 也 近尸 故下云適所殯。 云櫬棺 故知其 今因 不用輤 緣、 所 綪 但玄纁 也。 茂、 也。 殯 云若未大斂其 製性 殯之車 也。 垂於輤之四 业也者、 二取名於蒨、 飾 謂以蒨草染旆爲赤色、 經 與 也 云將葬載柩之車 天地之色、 中輔字、 、蒨者、 同 知 用 覆説輔象鼈甲、 云裳帷用 飾 未大斂之前 緇 覆説取名於櫬義也。 若未大斂、 也 言此 者 故 邊 (載尸 知 讀 取 定 與 如 蒨 緇 車 以 象不同、 而 **州韩連體、** 飾日 下經 車. 輤爲赤色。 則輔用赤矣者、 **蒨旆之蒨**。 所以名輤、 歸車 則 草 飾 亦然者 [柳者、 曾 覆於棺上、 也。 云 飾皆如之者、 子問 故 或上或 則亦赤 故 遂 讀此蒨與彼 굸 以玄纁 證此 入適 按左傳 ᆽ 凡 一構染赤色者 云取名於 有 以 下 前雖 中 載尸 尸 也。 經 所 義。 -央隆 入門、 定四 相 中 殯 非 此 對之物 柩 讀 櫬 若葬車之 輤 經 「輤爲蒨 年 是將 車 非 例 高 也 所 是亦 將 祝佗 者 也 取 殯

車 説

飾

面

祝 に ①底本は 佗 従 典 從 冝 改め 義 \mathcal{O} 佗 る。 『校勘記 (3-10b3)を な お 「鮀」に作る。 『春 は 論語疏引 秋左氏 諸本作 伝 (6-6b10)佗 八 行 定公四 詩 本および 泉正 傳並作鮀」と言い 年 義 伝54-13b 『春秋左氏 (7.3-10b1)伝

語 雍 也6-6b 祝鮀之佞」、 憲問14-10b 「祝鮀 治 宗 廟 は

 \mathcal{O}

S

 \mathcal{O}

ともに 作っつ

き下し文

車 と云ふは 7 るに 如 は、 \mathcal{O} を 故 と云ふは、 で象り、 用 上を 名を櫬に取 、 る な り 。 染むるなり。 なり。 . 正 **蒨草と為すと雖** 義 るなり。 如 \mathcal{O} に くなるを言ふ。 を説く 此 続 下経 一義に曰く、 Š 飾 覆 ||夜を以てす」②と、 れ将に殯せんとするの れ 0 ŋ 輤 Ö **蒨を読むこと彼** と云ふは、 故に ば \mathcal{O} なり。 の四 て、 此 此 若 「蒨は 裧 の経 則 き ŋ の車の輤と名づくる所以は、 「名を櫬と蒨とに取る」と云ふ。 は ち輤 中央 は 辺に垂れ、 鼈甲 赤色を染むる者なり」と云ふは、 槻は棺なり」と云ふは、 櫬は、 に、 輤 一中の 「将に葬らんとして柩を載するの 按ずるに Ŕ は 経中 八隆高にして、 則ち上 は 'n 柩 「遂に入りて殯する所に適く」 赤 其 尸に近きなり①。二は名を蒨に取り、 を載 辺縁を謂 輔 を . の の **蒨草を以て旆を染めて赤色と為すを謂ふ** 輤と体 (かしこ) 色未だ明らかならず。 甪 に荒を用ひ 『左伝』 輔 車 せて将に殯せんとす の将に葬らんとするの車に非ざるを Š ・飾なり。 \$ 字、 と云ふは -を連ぬ 兀 と同じ、 面漸下するを覆説 定四年祝佗云ふ、 と云ふは、 読 3 「輤は名を櫬と蒨とに取る れ むこと 名を櫬に取るの義を覆 ば、 凡そ二義有るを言ふ。 輤を 是れも亦た蒨草以て布 前 則ち亦た赤なり。 苚 「読むこと蒨 (さき) 「蒨旆」 今、 るの 輤 車 Ü は 名を蒨草に取 飾を ず。 と云ふを以 裳帷に緇 鼈 車 す。 「康叔を封 更 の 飾 柳と日 「裳 に輤を -を象 な らり はは 旆 蒨は、 を用 辺 の 緇 葬 縁 ž \mathcal{O} 蒨 ىل

> 若し るに阼階自りす」 の尸 色(5)、 論 ŋ 唯 せざるの 物なるを以て、 るに因りて、 だ此 ずる所、 未だ大斂せざれば、 棺 る。 1 を載せて帰らば 要は玄纁は是れ相 の 一 象を取ること同じからず、 櫬 春秋 前の車飾も亦 大斂の後を謂ふ、 文のみ有るを以て、 が 左氏伝』 故に定めて輤 「(外) ⑥ と、 故に赤色を以て緇に対するなり。 椁」 襄公四年伝 車飾は皆な之の如くす」と云ふは、 た然るを知れるは、 則ち ひ対するの色なり。 「殯する所に適く」 に対する「(内) \mathcal{O} 曾子問に云ふ、 故に下に「殯する所に適く」と云ふ。 赤色たるを知る④。 故に其 或は上、 「無櫬」 への飾り と云ふを得ず。 F, 或は下、 注29-20a9「 の同じ 棺 一若し 極を載するの であることによ 門より入り、 未だ大斂せず、 但 玄 きを だ玄 纁 例に非ざる 相 知 71 るなり 未だ大 此 は 対 す 0

其 な

 \mathcal{O}

経 斂

2) f 云 石 記 لح …17b分康叔以大路 2 \mathcal{O} 經 注引作蒨旆。 白白 関係 「績、 春秋左氏伝』 請字、 茷 「茂與旆、 左傳 につい 赤繒也。」 似改刻、 は 个又作 ᆽ 詩 、ては、 旃 一定公四. 古今字也 斾 蒨 少帛綪茂旃旌。」この 疑初刻作蒨字。 是綪爲正字」 小雅 茷 蒲貝 その 俗字。 年伝54-14b 是 反 (六月) 故左傳云、 『校勘記』 也 繼 旐 の 日 「白旆央央」 日 按 議論がある。 「衞侯使祝佗私於萇弘 茷 6a2 N **蒨**筏旃旌、 『説文』 **施與**茂、 ()爾 「績茂」 雅 鄭氏 Œ. (糸部13s15a) 古今字殊」 釈天 六月釈文5a5 義 茷 (10.2-6a)禮記』 旆 「蒨旆」 \Box

0b10(3) 疏20b5 礼 一荒、 記 荒 蒙也 喪大記45-20bで 蒙也 在 一旁曰帷、 謂 柳車 上覆、 飾棺 在上 謂鱉甲 \exists に 荒 0 也 皆 い 、て記す 所以衣 参 部 柳 分 也。 (D) 鄭 及 注 てド

が、 ずに用いている 豳 斯 赤 冠 に「三入爲纁、 謂 ④染色につい ょ 赤。」よりすれば、鄭玄は 也。 之植、 ŋ 干 礼 風 この疏では やや浅い 疏11.2-11a4引く『易』 「纁 七月 朱、 裳」 三染謂之纁。」 深纁也」 「載玄載黄、 · 赤を ては、 注2-1a6の 五入爲緅、 「玄」と「緇」、 纁 によれば、 _ 爾 とあり、 雅 としているようである。 我朱孔陽」 「朱」より浅い赤の総称を 「朱則四 七入爲緇。」とあって、 困卦九二「朱紱」 釈器5-18bに 玄」 「赤」と「纁」 『周礼』 入與。」 伝8.1-14a3 は赤みがかった黒となる 考工記・ および 鄭注 染謂之縓 を特に区別 玄、 鐘氏40-26b 「儀 また『詩』 「赤」、「朱 朱、 小雅 黑而 礼 深于 再 士: + 有 染

0)

に

カコ

1 - 27b地 作 (5) 之色 周 「天玄而地黄」 礼 以爲祭服。」(『春秋穀梁伝』僖公三十 天色を「玄」とするものしては、 天官・ 染人8-14a が 、ある。 「夏纁玄。」 注14a9 一年注9-15b8 『周易』 玄纁 坤・文言 者 纁 天

わ

則子 (6) 免而 薨、 記 則子 從 親未在棺 其入如之何。 曾子問19-7b 柩 麻 弁経、 (注8a5: 疏 不 衰菲杖。 -忍異、 謂君已小 孔子日 「曾子問 日 日 入自闕、 使如生來反。) 共 , 斂也。) (殯服、 君出疆以三 入自門 升自西 (注7b10:此 一年之戒 君大夫士一 階 升 自 如 謂君 阼 小 斂 以 節 Ë 椑

也

現 代 語 訳

놀言 蒨草 5 つい 茷 が、 説いたものだ。 色を染むる者なり」と言うのは、 ことを言うのだ。 ことだ。 つあることを言ったものだ。 いことを証す 、取る」 櫬 ち の ら名を取ったとするものであり、 であり、 正 ように読むことを言ったものだ。 これは殯へと向かう車の うの · で 布 が て、 蒨の如し」 義に曰く、 「蒨 康 が から名を取ったことの意味 「蒨旆」 叔を封ずるに綪茂を以てす」と言っている 2鼈甲 だから「名を櫬と蒨とに取る」 と言うのは 旆 経の下文に は、 を染めるということなのだ。「櫬は棺なり」と言うの 櫬 っるもの -を象ったものであり、 この の と言うのは、 のことで)、 「将に葬らんとして柩を載するの 「輤は柩を載せて将に殯せんとするの車 「蒨」) は 経 だからここの であ 中 (内棺で)、 「遂に入りて殯する所に適く」 この車が $\dot{\mathcal{O}}$ と同じように読 る。 輔 **蒨草で旆** 裧 経中の 飾りとなるのだ。 尸に近いということ。 が 0 蒨 は 「輤」と名づけられてい は 埋 **蒨草から名を取っ** 鼈甲 をさらに説いたものだ。 思うに 一葬に向 棺 蒨」 輔 櫬 の上を覆って、 \dot{o} は『左伝』(の (はた) を染めて赤色にする む と言うのだ。 辺 は、 \mathcal{O} かう 足縁を謂う 『左伝』 から名を取っ 字が、「蒨旆」 であって、 車 「輔は名を (赤に染める) 車 Š と言 $\widehat{\sigma}$ 定公四年で佗鮀 飾を柳と曰ふ」 たことの が、 二つは 中央が盛り上 と言う 読 飾 「結花」 これもまた 、る理 ŋ たとするも 0 飾 櫬と の むこと て な 構は ŋ ではな 由 すな 草の 蒨 一帯と 蒨 が二 る 「結 に

旆

 \mathcal{O}

葬に向 帰らば、 たも 飾 が 上、 るのも 色であるとわかるのだ。 だ 則 \mathcal{O} と言うのだ。 さがり、 が (「玄」「纁」 玄」「 りに]より入り、 ^る色であるということだ。 ち 前 は、 の り、 違 《する所に適く」と言うことはできないのだ。 ではあるが、 輤 纁 緇 律にすることはできないものの、 のであることから、 ば 車 四 かう) だ。 大斂の後について言う。 纁 荒 V 車 赤を用ふ」と言うのは、 \mathcal{O} 面 輤 (くろ) す記述がない) 飾 飾は皆な之の如くす」と言うの に が下ということにな)るが、 | 葬車 ŧ は、 を用い 裧 りも しただい は 升るに阼階自りす」と言われる形になるのであって、 0 <u>ح</u> しまだ大斂していなければ、『礼記』曾子問篇に 天地の色であ(って、 を用いるとあることに因って、 は \mathcal{O} 経 また同様であるとわかるの その色については明らかではなかっ いずれかが上に、 体化しているので、 て、 飾 に下がっていく 文ではただこの一 能甲 「輔」 の場合は、 「玄」(くろ)と「纁」(あか) ことから、 赤色を緇(くろ)と対にしたのだ。 \mathcal{O} 「若し未だ大斂せず、 は用い だから下文に、「殯する所に適く」 周辺を象り、 前文では (棺 ない。 V (形であ その 文がある これもまた赤色である。 ・ずれかが下になるのであ 天地の上下に従えば 0 象徴の 要は は、 飾 「裳帷、 「輔」 上に 3 りが同じであるとわ は 輔 「玄」「纁」が この経で論じ 取り方が違うのだ。 (だけで大斂前 ことを詳しく説 P まだ大斂してい 「輔」 を蒨草の **全** 其の尸を載せて の 緇を用ふ 柩を載せる車 根状 四辺から た。 が確かに赤 が 7相い 意に読 の 相い 覆 れ 玄」 ただ 対す ば、 垂 「裳 (埋 対 0 で ħ

外

る の だ

【経】(二葉裏十行

工於廟門、 不毀牆、 遂 入適 所殯。 唯 **輔爲説** 於

至

[書き下し文]

輤 廟門に至れば、 のみ説 (だつ) 牆 することを廟門の外に為す。 を毀たずして、 遂に入りて殯する 所に適

だ

け \mathcal{O} 廟 間) たままで、 門 (殯を行う宮室の門) に 行く。 門

より)

入って殯する場

(で

央

 \mathcal{O} 取

楹 付

に至ると、

牆 所

 $\widehat{\parallel}$

「裳帷」

1

は

(棺の飾りでは) ただ「輤」

0)

みを廟門の外で ある堂上中

取 両 ŋ 現

代語訳

あ 必 1 意するから、 要は いう るとする。 宮 か 牆 りに鄭玄に従っておくが、 限定は、 ない と解 はずである。 下 わざわざここで \dot{o} 「輔 注 こ の \mathcal{O} 以外の 部分の 経文の なお孫 注②参照 「裳帷」などを去らないことを含 記述を大斂前 「不毀牆 希旦 下文の 集 $\widehat{\parallel}$ 解 唯 不毀裳帷)」 輤 に はこ 爲 説 ての の もので を言う 唯

注 (三葉表) 行

侇 廟、 其入自有宮室也。 以之於此· 所殯宮。 皆因殯焉。 牆 裳帷也 毀 或 《爲徹。 異者柩入自 適 凡柩自 所 殯 闕 外 謂 來者、 升 兩 自 楹 之間。 西 正 階 棺於兩楹之 輤 入自門、 乃 廟 間 升自 亦 以

忍遠 階 也 其 殯 必 兩 : 楹之間 者 以 其死 不於室 而 自 外 來。 留之於 中

不

於

|書き下 文

ŋ 闙 適く」 くるに忍びざればなり 於てせずして、 す。 自り に使 って自 廟 凡 そ極 は、 其 は (うつ) へ お \mathcal{O} 殯するに必ず のず) 升るに西階自り の外自り 両 殯する所 楹 外自り来たるを以てなり。 す \mathcal{O} が ③、 間を か 来たる者、 ら宮室有るを以てなり。 \mathcal{O} 謂 宮 兩楹 皆な殯するに因る。 Š 1 す。 $\overline{\mathcal{O}}$ 輤を去りて乃ち 間 棺 牆 は入るに門 に於てするは、 を両楹の は 裳 之を中に留むるは、 間 帷 [自り 異なるは、 に正 廟門に入るは、 な 毁 n 其 Ĺ Ļ 2 或は \mathcal{O} 尸 死するに 升るに阼 殯 も亦た之を 徹 柩は入るに す る 其 . 階 所 \mathcal{O} 遠

注2a1 朝 お 至 (1) \exists 所 年 合 而 于 廟 「廟」 **致** 當代之禮、 殯 廟 服 廟 哀 於 に 待 謂 氏 鬼 姜 で 袓 殯 之 羣 王 云 伝29b6「言諸侯、 神 す 臣 後 廟 「殯宮」 尚 不 左 周 Ź 如 命。 紁 -薨於 無所是 傳 か 朝 朝 鄭 嚣 云 而 否 位。 康 世 を 成 寢 遂 カコ 礼 指す 非。 葬」 記 以 不 に 盧 廟 寢 殯 ついては、 辯 例 謂 \mathcal{O} 于 以此言之、 喪 殯宮。 則 注 は、 廟 疏20a4に 服 春 小 卿士 秋 寢。 廟 小記33-2a -變周之文 則 巨下、 尚 『大戴礼記』 不 弗 書 礼記 殯宮。」 則 殯 致 「夫子不論二代得 於 也 周 顧 亦 人不殯 「無事 廟 可 命18-29b 檀弓下9-19b などが 從殷之質 則 知殯之所處 諸侯遷 廟 正 木 、於廟。 謂 禮 辟 ある。 殯 當 諸 廟 殯 廟 押 於 按 故 侯 「殷 從 な 鬼 廟 故 出

> ここで引かれる -以殯! 无器 于 廟 廟 姑 杜 備、 渦 無 廟。 預 則 非 櫬、 以 一禮也。 議其喪制 弗 爲 致 ま 不 世。 一 た、 _虞。_ 春 不 凡夫人不薨于寢、 以 秋 同• 注7a3 欲殯不過 殯 左 注20a9 朝 氏 襄 廟 伝 公四年 懶 寢、 廟 は僖公八年 詳 親身棺。 伝29-20a 小 孰 又不反哭」 不殯于 寢。 是 同 伝13-7a 廟、 か論じ 秋 ·孫以定 同 参 不 盟。 6 照 定 赴 れ 姒薨、 于 姒 秋 7 同 禘 本 而 る 不 又 不 致

不 袝

牆 で柩車の飾り を指す例 は 他

2 既

- 『儀 礼』既夕記41-12a 巾 - 奠乃牆。」 注12a9 牆 飾 柩
- 礼 記 檀弓 十6-10b 周 人牆 柳 置 愛。 Ō 注10b9 牆、 也。」

校勘記3bの

浦鎧説により

下

衣

削

る。

翣。 記』檀弓上7-15a 注15a9 牆 柳 「孔子之喪 衣。」 公 西 |赤爲 志焉、 字を 飾 棺

記され、 その としてい , ある。 也 論さ 柳 帷 せ 注10a2では うえれ と注 柳 を別物としているように見えるが、 \mathcal{O} れるように、 有布 最初の例は既夕礼38-10a 注 る。 そこに ば \mathcal{O} 記しており、 荒」と言わ 違い れと上に引 鄭玄20b10は 鄭 玄は基本的 に 飾 『礼記』 0 柩爲設牆柳 11 れる。 帷 て V は 喪大記45-20bに 檀弓 た こ の に 在旁日 礼 荒 也。 牆 上疏7-15b~ 商 注だけを見ると 記 ともに 巾 帷 祝 - 奠乃牆、 柳 檀弓 飾 在 柩 その を Ŀ Ŀ 帷 柳 カニ 同じものとし 16a1参 日 疏10a7~ 謂 荒 対する記 鄭 を覆うも 0 此 会は 荒 照 皆 也。 \mathcal{O} 注 所 ,で, 牆有 が 以 衣 併

わ \mathcal{O} 柳

議

布

が

9a2)する では と大斂前の 入るとして ば とするから、 を 鄭玄8a3はこの は 爲 析 小 $\overline{}$ ることになるので、 t るようである 斂、 この 鄭玄は大斂後のこと(上の経文に対する鄭注の 大斂後に帰国した場合は、 宮門西 礼 よくわからない。 な 説」と言われてい また棺 柩 言 わけに 記 お、 す Ō 殯宮に入ることになる。 猶 則 を指す は 'n 注 垣 で 也」と言っており、 ここで鄭玄が 曾 飾 ば …入自門、 荒 牆障 いるの にはい 子問19-8a りの総称で、 に 一去 牆 F この経文の 語であっ 相 家、 (既 「入自闕」を解して の 輤 かなかったものと想像されるが、 当することになる。 が不可 の 乃 周 夕礼疏38-10a10参照)。 は 故謂障柩之物爲牆」と言われるように、 牆 升自阼階。」と結び付 て、 注の下文に明らかなように鄭玄はこれ 辺 違いを意識していることよりすれば 入廟門」 帷」、 「(君已大斂則) たの を覆うものとなり、 牆 「輔」 解である。 に 家の牆と同じく、 「不毀牆」 であろう。 「裳帷」 「殯宮門 これによれば、 を 柳 لح 他方、 に付随する「裧」 殯 「宮牆」に解さなかった理 宮 闕、 は が当てられることになる。 注の下文で大斂後の の 檀弓上疏7-15b8に の 0) 雑 荒 西辺の 入自 ここの経文では 牆 牆 記 謂毀宗也。 を毀 ただし、 上のこの けて理解してい こ の 闕、 特に棺の側 を指 を殯宮 牆を毀ちて」 たずに 君が外地で死亡 升 も取り払わ 雜記上 すと考えて 末尾を参 部分の そうであ この 自 …所毀宗 .廟門 の牆と解 西 階。 面 の 場 柩 唯 か 照 記 を覆 記 る 合 あ 6 れ 述 如 を 由 ħ 輤 之 沭

> これ。 るいは「入廟門」と言う時は、意識が「尸」の方に行ってい

『釈文』3a4は何胤『礼記隠義』の「侇之言移也」を引く。

[現代語訳

③ た

ざけ るが)、 阼階 って、 宮室 とであ あ に か た るのは、 し置くのは、 によっては 廟門に入るのは、 西二本の (通 廟 ŋ るが、 からである。 納 から められた死体)については、 を象る るに忍びないからである 常と異なり) 西階から る。 殯は堂上中央からさらに遠ざけて西階の上で行わ は、 その遺体を 柩 柱 「尸」(棺に納める前の (堂上に) 殯を行う宮室のこと、 輔 「徹」に作っている。 殯 みな の は する所に適く」は、 間 (通常の喪礼では亡くなった室内から (堂上に) 廟門に入れば(そこには) 室内で亡くならず、 は不要とな)るからである。 (門の西 (そこで) 升る点だ。 (に行くこと) (堂上の) 側のかべを壊して作った)「闕」 升るのに対し、 殯を行うからである。 殯を必ず兩楹 中) 死体) そもそも外から 央に留 その棺を両楹の間に安置するの を言う。 牆 (堂上の中央である) (その遺体が) もまたこれをその は 8 F おのずから宮室があ (て殯をす) \mathcal{O} 輔 (上文の) 間で行うというの 毀 帰り来た は門から入って、 を取り去ってから (両者で) 外から 字はテキスト しだいに遠ざ 裳 るの れるのであ 場所に 両 柩 帷 は 帰り来 から入 楹 異な \mathcal{O} (東

【疏】(三葉表四行)

也 所 TF. (者(1)、 殯者 義 日 不毀 言 此 除物不説 入殯宮 牆 經 者 明 諸 牆 正 侯 謂 唯 柩 禮 裳 於 輤 帷 兩 載 物、 楹 柩 但毀 之間 入 脱於 制 安去上 也。 殯 而遂 宮門 輔 0 殯 至 不 外 焉 毀 於 廟 去 牆 門 唯 帷 者 輤 爲説 謂 \bigcirc 於 遂 殯 宮 廟 入 適 門

① 底 本は 者」 下 に 者」 字を衍す。 八行 本に 従 W 削

以 適

き下 文

す するなり。 を TF. くることを ŋ 設ち去らず。 **ふたず」とは、** 義に曰く、 物 柩を両 \mathcal{O} み ·廟門 0 此 殯 楹 「廟門に 宮の の外に為す」 \mathcal{O} \bigcirc \mathcal{O} 牆 間に正して、 「遂に入りて殯する所に適く」 門外に脱するを言ふ 経、 は 「至る」 裳帷 諸 侯 を謂 とは、 とは、 \mathcal{O} 遂に殯するなり。 礼 Š 柩を 余物は説 殯宮の 但だ上輤 載 門 せ _を謂 して入 (だっ) \mathcal{O} とは、 4 \bigcirc ふなり。 る 毀ち \mathcal{O} 「唯だ輤の せず、 制を明 遂に殯 去 9 0 6 唯 牆 だ輔 み説 宮に 牆 か を に 帷

西

周

現 **光代語訳**

至る」 を 柩 TF. とは、 朝門 一義に に を を取り去 だけ 載 安置して、 とは、 Ħ て殯する せ \mathcal{O} Ę 牆 外に て って、 殯宮 (殯宮に) この は 殯宮の 為 その す 所に適く」 こ の 門 棺 內 経 門外で まま殯 飾 側 は、 ŋ 入る制度を明らかにしたもの は、 (に至ること) 0 \mathcal{O} とは、 諸 取 を行うの 他 「裳帷」 牆 侯の礼で、 り外すことを言うのだ。 の 棺 帷 その 飾り だ。 を言うのだ。 を言う。 は まま殯宮に入り、 は 取 (外地で亡くなっ 取り \bigcirc ŋ 去らない 外さず、 「唯だ輤 ただ外 0 だ。 の 牆 のだ。 ただ 側 み説すること 柩を両 \mathcal{O} た諸 を毀 \bigcirc 輔 「廟 \bigcirc たず」 (侯の) 開に 楹 遂 だ \mathcal{O} $\overline{\mathcal{O}}$

硫 (注に対する)】 一葉表七

 \bigcirc

亦停於 乾侯、 今入之有宮室、 恐是宮牆之 云凡柩自外來者正棺於兩楹之間者, [階尸 所殯 其 正 人殯於客位、 入自· 義 入自門升 兩楹之間、 正棺於兩楹之間 在 日 1有宮室 兩楹之間 嫌、 廟 所殯宮者 工也者、 今殯於 自阼階者 故去①輤 故 故尸 者、 云牆 解 兩 亦侇之於 以死在外 裳 **監楹之間、** 經 然後即位。 帷也 以殯之所在 也。 皆曾子 所以去輤乃入之意。 不去裳 此 來 以 是 問 飾 似惟者、 不忍遠之也 文。 故 棺 皆 鄭以是推之、 按公羊定元年 之物 因 殯 故 云留之於中不忍遠也 殯 於 謂 /兩楹間。 稱牆 焉。 以裳帷鄣 爲 廟 輔乃 覆棺上、 云異 -癸亥、 則 門 云 者 知 棺、 云去 牆 柩 入 裳 自 公之喪至自 未 輤 自 帷 入 八自闕升 1外來者、 可 象宫· 乃 門 也 去 也 者 廟 也 室 自 門 以 굸 鄭

き下し文

①底本は

去

を

云云

に作る。

『校勘記』

従

改

め

書

牆

故 \bigcirc

入るは、 る。 を去りて乃ち入る所以 たるを以て、 なら に 物 所に適くは、 正義に曰く、 今之に入りて宮室有り、 を以 謂 んの嫌を恐れ、 ひて廟と為すなり。 其の て牆と称す①。 故に両 入るに自 両 「廟は殯する 楹 楹 \mathcal{O} 故に \mathcal{O} か の 間 意を に在 ら宮室有るを以てなり」 間に殯するなり。 門は 所 故に 「牆は 解 牆は裳帷なり」 り」と云ふは、 是れ の宮 す。 . 輤を去るなり。 裳 1なり」 入るに門 帷 輤は な 9 乃ち棺 とは 自 لح 輤 と云ふなり。 死するに りするな 云ふ を去りて乃ち 上 殯 と云 一を覆 (帷を去らざるは の在る所を以 は、 !外に V ŋ は、 鄭、 2 在 棺 室に 廟門に りて を飾り 経 是 殯す れ て 輔

る \mathcal{O}

自り n そ \mathcal{O} るに忍びざればなり」 亦 正 _ 極の 闕 た之を此に侇すは、 公羊』 帷 間 来たる者も、 角り す」と云ふは、 は に .殯するを以て、 然る後に即位す 外自り 棺を鄣 定 元年癸亥、 升るに西階自りす。 来たる者 (さえぎ) 亦た両 皆な曾子問文④。 公の喪、 楹の 3 是れ之を遠ざくるに忍びざるなり と云ふは、 皆な殯するに因る。」「異なるは、 棺 るを以て、 を両楹 間に停 鄭是れを以て之を推さば、 至るに乾侯自りし、 周人、 尸 の間に正す」と云ふは、 (とど) 、は入るに門自りし、 未だ去るべからざるな 「之を中に留むるは、 客位に殯するに⑤、 むるを知る、 棺 則ち尸 を両 故に 6 升るに阼 [楹の 柩 按ずるに り。 遠ざく は入る 今両 . の F 外 間 凡 楹 階 ŧ 自

は (2) (1) あ なく、 句 る。 『儀礼』 頭 に脱 そこに 文が 既夕記 あ 「門」と付け加えてあるのは、 ると思わ 「巾奠乃牆」注41-12a9に れるが、 「経文で 牆 於 宮牆を毀ちて 廟 飾 柩 (外)」 也 で لح

うことを言ったものであろう。

入

るの

ではなく、

門から入ることを示したもの

である」とい

侯 羊 解 乎 (3) 日 ※後即 釈を与 伝 國 戊 春 ※後即 辰、 の 位 然後即位。」 秋公羊伝』 えてい 也 沈 子言を伝文とし、 位。 即 沈 子日 るが 位 正 定公元年25-5b「夏六月癸亥 棺 なお『春秋穀梁伝』 於 癸亥、 何 正棺乎 (兩楹 爲戊辰之日然後即 之間 公之喪至自乾侯 兩 公羊伝文を沈子言としている。 <u>:</u>楹之間、 然後即 定公元年19-2bも 然後即位也」 位 位 也。 則 子沈子日 名爲以 公之喪 正 君乎 と、 戊 至 國 同 定 辰 自 公 君 之 乾

> \mathcal{O} 日 が 公 日に定公は即位してい を経て 夏六月癸亥に は 前 年 \mathcal{O} (『礼記』王制 + 一月己未に乾侯で薨じてお 帰 玉 Ļ る。 12 - 10b諸侯が死後に 諸 侯五日 .殯を行う り、 而 殯 納 が期日で 棺され 照)、 あ た 遺 戊

辰 五. 体 昭

これを士礼としている)、 也。 …14a士舉、 二 正 公元年疏54-6a3は、 \mathcal{O} 既 特 間に移すのが通常の喪礼であるが 今文侇作夷」 儀礼』士喪礼36-13aの 小斂) 棺」 例と見ている。 を殯することと解し 男女奉尸、 男女奉尸、 とあるように、 諸侯礼として『礼記』 侇于堂。」 夷于堂」 鄭玄は 小斂 \mathcal{O} て、 『公羊伝』「正棺於兩楹 を引くが、 部 注14a10「堂 戸 分で 尸 内で小斂 柩が外より (なお 設 床第 そ 喪大記44-10aの した後に尸 『春秋左氏伝』 の 謂 疏10a10では 于 帰還し 楹 兩 閒 楹 床第上 之 た場 を あ 閒

定 楹

合 \mathcal{O}

④上の注の

部分の注②参

照

周 階 ⑤各代の 之上、 人殯於西 則猶在阼 殯 [階之上、 所 がにつ いては 也。 則 猶賓之也」 殷 人殯於 『礼記』 兩 参照。 檀弓 楹之 닉7-12b 間 殯於客位」 則與賓主夾之 「夏后氏殯於 の 表現 には

下

注

照

ては、 飯 記51-20a (6) 大斂於阼、 喪 於牖下、 礼にお 礼 子 記 殯 小斂於戸 V **須於客位、** 云 檀弓上7-19a て、 賓 遺 内 禮 体が室内 祖於庭、 毎 進以 大斂於阼 「子游曰、 讓 から次第に遠ざかることに 葬於墓、 喪禮 殯 飯於牖下、 於客位 毎 所 加以 낈 卽 遠 遠 袓 小斂於戸 也。」 於庭 浴 於中 同 葬於 坊

墓、 낈 示遠也 照

代 語 訳

楹の するのだ。「輤を去りて乃ち廟門に入るは、 は、 なり」と言うのは、 であ 〇 正 ここに移 た場合も 取り去るわけにはい 室を象った)「輤」 象ったもの。 有るを以てなり」と言うのは、 示しているのだ。 れるのを恐れて、「牆は裳帷のこと」と言ったのだ。 こから類推して、 (六 「裳帷」 楹 に 牆 月 の いるので、 間に安置し、 一義に曰く、 」と呼ぶのだ。 入る理由を解したものだ。 0 間に正す」 、地で死亡して帰り来たので、 は棺 L 置くの 癸亥に昭公の 両 今、 (それ 楹 を \mathcal{O} (人々の視線から) と言うのは、 廟 「殯する所に適くは、 その後に は 間に留め (廟門を) 入れば (まだ納棺していない)「尸」が外地から帰還 を取り去るのだ。「裳帷」 は を神聖化して) 鄭玄は、 かないのだ。「凡そ柩の外自り (経文に) 殯する所の宮なり」 みな殯を行うがためである」と言うのだ。 柩が 置くと知ったのだ。 (定公) これが宮牆を指すものであると誤解さ 晋 経文で「輤」 「門」と言うの 思うに『春秋公羊伝』 0 「輤」とは棺上を覆って、 廟」 さえぎるものであるから、 は即位した、 (本物の) (客位ではなく) 両 乾侯から帰還し、 両楹の間に在り」と言うの と呼 とは、 其の入るに自から宮 を取り去らないの を取り去ってから 宮室があるから、 んだの だから は門から入ることを 殯の置 とある。 来たる者、 だ。 棺を飾る物を 定公元年に、 一楹の間 その棺を両 か 牆 , もこれ れ 鄭玄はこ 宮室に た場 は まだ は に殯 裳帷 「異 (廟 (宮 を 室 所

> った遺体を)遠ざけるのに忍びないとしたのだ。 は、 Ĺ 小斂後に尸 る。 升るに阼階自りす」と言うの 周 人は、 「之を中に留むるは、 ,を移す) (西階上の) 両 楹の 客位に殯するのに、 間に殯することから、 遠ざくるに忍びざれば は、 4 な 『礼記』 他 なり」 曾子問 通常であれ 地で亡くな と言う 篇の 文

ば の V)

で

あ

【経】(三葉裏 行

〇大夫士死於道 於家 則 升其乘車之左 轂、 以 其 、綏復。 如 於館 死 則 其

[書き下し

文

如

復す。 ○大夫士道に死す 如し 館に於て死すれば、 'n ば 則ち其 則ち其 \mathcal{O} 乗 車 の復すること家に於け . О 左轂に升り、 其 \hat{o} 綏 るが を以

くす。

[現代語訳]

 \bigcirc

するのと同じように復をする。 大夫士が道中に亡くなれ を用い て復をする。 もし ば、 公館 その で亡くなれ 乗車 左に轂に ば 国 升って、 内 0)

0)

その

注 (三葉裏四 行

[書き下し文]

綏、

亦緌也。

大夫復於家以玄冕

士 以

爵

弁

なるは

柩

:は入るに闕自り

升るに西階自りす。

尸は入るに門自

以てす② 綏、 亦た緌なり。 大夫家に復するに玄冕を以てし①、 士 は 弁 服

145

祭於君、 (2) 春 服、 1 用助祭之服可知」と復に 服 服 玄 夫以玄楨、 語 官・ 《雜記41-9a云、 注13a8、 冕 訳 純衣纁裳也 儀 而 礼 以其求於神也。 礼 司服21-13aの引用で、 記 下之服也」 玄冠自 また『礼記』雑記上41-9a「大夫冕而祭於公」参照)。 士喪礼35-2a …士以爵弁」とあ 喪大記44-3bで復に用 祭於家廟 「士弁而 禮以冠名服。」その疏3a3でも とある。 …3b7赬、 祭於公、 「復者一人、 「助祭之服」を用いるとされてい こ の 士復用助 「玄冕」 ŋ, 赤也。 注の V 冠而祭於己、」 そ る服を規定する部分に 9祭之服、 の注3b6に は大夫の 以爵弁服。 玄衣赤裳、 「所謂」 則 以 「助祭之服」 「復用 「士用爵弁者、 下は 所謂 諸 是士服爵 注2a9 侯以 卿大夫自 死者之祭 「周 下 「爵 弁助 礼 る。 大 司 皆 弁

現 代

この 場合には 綏 「玄冕」 字もまた を用 「緌」 V 士 に作るべきである。 は 「爵弁服」 を用いる。 大夫が家で復を行う

(三葉裏四 行

(夫以布爲輤而 説 車 舉自阼階 行 至於家而 升 適 所 殯 説 輤 載以 輲 車、 入自門。 至於阼 階 下

[書き下し文]

挙ぐるに阼階自り 大夫は布を以て輤と為して行き、 <u>-</u>①を以てして、 Ĺ 入るに門自りす。 升りて殯する所に 家に至りて輤を説 阼階の 適く。 下 に 至り て車 き、 より 載するに輲 が説き、

「輲車」 の 語は三礼ではここにしか現れない。

[現代語 訳

入る。 大夫は に至 挙げるのに阼階から升って殯する所に行く。 れば 阼 (染めてい i 階 の 「輔」 下に至って車から は取り外すが、 ない 白 (V 布 を用い (遺体を) 「輲車」 7 には乗せたままで、 降ろし、 輤 を作って帰還 (遺体を堂上に) 門から 家

注 (三葉裏六行

侯言 爲輇、 無所別 車、 大夫輤言用布、 不毀牆、 天子以載柩。 或作槫。 也。 至門亦説輔乃入。 大夫士言不易車 白布不染也。 許氏説文解字 蜃輇聲相近、 Ė 言載以輲 言輤者、 其 耳. 制 相 有 明 同 輻 也 乎。 Ħ 車 達名也。 輪 入自門、 軽 崇、 不易者、 無輻日 不言裳帷、 盖半乘車之輪。 明 不易以輔 輇。 車不易 周 禮 也 又有 ① 也 用 輲 蜃 讀

廟 中 有載柩以輔之禮、 此不耳。

き下し文]

①底本は

輴

を

楯

に誤る。

八行.

本に

従

11

改

いめる。

有 以 け 達 か。 は 大夫の輤の布を用ふと言ふは、 輻 読みて軽と為す、或は てして、 ń 名なり。 ば 輇 有るを輪と曰ひ、 なり。 天子 入るに門自りすと言はば、 裳 以て柩を (たかさ)、 (帷を言はざるは) 門に至りて亦た輤を説きて乃ち入る。 載 輻無きを軽と日 す。 盖し 「槫」に作る①。 乗車 蜃」 俱に布を用ひて、 白 · の輪 に 半 布 輇 の 明けし車の易 染めざるなり。 Š 声 許氏『説文解字』に日 相ひ ك (2) ° (なか) 近 Ļ 別 周 へざること。 ばす。 載するに輲車を (わか) 其 礼 輔と言い 0) 制 又た蜃車 諸 つ所無 侯に 同 「ふは、 じ

な , b ・毀たずと言ひ、 るに輴を以てするの礼 ず لح 大夫士に車 は、 易ふるに輴を以てせざるなり。 有 十を易 ŋ 此れ不 ずと言ふ しか は、 せ 互. ざるの 一に相 廟 S 中 明 6 柩 む る を

たもの 國 車 既夕記 未聞 禮 -21b8も指 注 遂 \neg 軽 謂 儀 師 『校勘記』 (21b7)明之 蜃車 禮 لح 孰 注 とこれも 正。 とする。 しあり、 博 注によ (15-21a3)既夕記 「摘するよう Ħ 是鄭 に作るものがあったようである。] 2aは れば、 鄭玄23b8は 雜 「輲讀爲輇、 所見 記 (41-14a)輇 育召: 謂之團 云 車 鄭 本不不 玄が に 南 蜃 の の説を引い 同 『礼記』 見たテキスト ことであ 軽字 或 也」と言う。 或作輇、」 納車於階 禮 作軽、 記或 或 喪 作 り、 て「齊召南 作轉、 團 大記45-23bに 或 間。」 是賈所見禮記注 作轉、 にはこの ここに見える遂 專 是以文 注 或 作軽。 を なお、 聲讀皆 (14b1)云、 $\widehat{\downarrow}$ 輔 國 士 按 文 遂 相 |本異 賈 云、 一周 を「 に 葬 師 附 疏 師 誤 誤 甪 耳 也。 引此 禮 疏 專 注 周 爲 或 0 15

2 || 説 文解 学 車 部 14s46a 輪 有 輻 \Box 輪 無 幅 \Box 輇

現

代語訳

が 大夫の場合、 (を用 ŧ な V ・ても、 Ō V 诵 称だ いる が \mathcal{O} ない は から <u>の</u> れを)「輤 からである。 ともに布 輤 つであ で ある。 に る 布 を用 を用 (「輔」 (諸 と言うの (大夫の場合も) 11 侯 いると言うの る の \mathcal{O} 場合と異 は で 本 は、 あ 来 0 (「輔 て、 (なり) 赤 は、 を含意す また門に至って が 染 輔 液 殯に向 裳 め 雑に É る V が、 つ カュ な Ď 別 棺 て 白 白 輔 言及 飾 布 V n を 布

> には 礼 乗 せ 明 通 る。 ŧ ŧ 入ると言うの を 輴 め 車 る。 輪 あ 6 取 常と異なるので)そうしないというわけだ。 で Ď にはさらに る。 か ŋ 輲 「車を易 易 輪の と呼 車し であ に 去 蜃 (あり、 へず」 許 0 柩 Ź 半 慎 る。 0) 分であろう。 輇 の で カュ へず」と言 とは、 制 を載せる礼があるが、 諸侯も車を易えず、 6 あるから、 輻 蜃 『説文解字』 輲 度も同じであろう は (門内に) 車」 発音が近い がない 字は 輴 があって、 っている 諸侯には に のを「 (門に入るに際 「軽」に では、 乗せ 入るの から、 の 輇 換えないとい 天子の場合はこれに か。 読む。 大夫士も牆を毀たない は、 だ。 牆 ここでは これら 輻 と呼ぶ」 相 を毀たず」 輇 輲 互にこれ (スポ 博 て 車 0) (「蜃車」 と言って 字に うことだ。 外 輪高は、 車 に と言 を明ら を易 ク 地で亡くなっ 載 作るテ せ لح が え て、 いる。 おそらく 柩 あ \mathcal{O} か 大夫士 廟中で にした 軽車 + 門 で る を載 \mathcal{O} ス \mathcal{O} カコ 周 を は 6

】(四葉表一行)

疏

不以 階 車 升 以 \bigcirc 正義 輲 者、 適 所殯 車。 **蒨草染之、** 謂 尸 大夫初死 Ħ 矣。 〇入自 此 若 謂 柩 門至於阼階 及至家、 經明大夫車飾 舉 亦 言輔 則 自 升 阼 自 階 者 皆以 西 下 通 階 下 **が**輔車。 名耳、 而 而 也 説 升 車 適 者、 今 是 大夫以布爲輤者、 兩 至家説 楹 輤有①櫬近之義也。 之間 謂 説]所殯之 去其 輤 車 唯 |輪車 處。 矣。 以白 \bigcirc 此 在 舉 布 굸)載以輲 升 自 故 爲 三載 適 阼

①底本は「有輤」に作る。『校勘記』引く山井鼎説に従い乙す。

[書き下し 文

櫬近の 若 < き 所 て家に至るに及ぶまで、 て之を染めずして、 ○正義に曰く、 「入るに門自り 説き去るを謂ふ。 の とは、 処に適くを謂ふ。 布 柩 唯 なれ だ結 義有り。 を以て輤と為す」 挙ぐるに阼階の ば則ち升るに西階自りす② 車 ・在るのみ、 Ĺ 此 \bigcirc の 「載するに輲車を以てす」 亦た \bigcirc 阼 此に阼階より升り …階の下に至りて車より説く」 経、 「挙ぐるに阼階自りし、 とは、 故に 皆な輲車を以てす。 輔 下自りして、 大夫の車飾を明ら 「載するに輲車を以てす」と云ふ。 と言ふは、 白布を以て輤と為すなり。 適くと云ふは、 升りて両 通名なるのみ、 とは、 今、 かにするなり。 升りて殯する所に適 家に至りて輤を説 楹 とは、 の間 大夫初めて死 尸 1 其の車 を謂ふ。 是れ輤に 蒨草を以 殯する 0 大 0 j

地 上 の で死亡した士大夫の 諸 侯の場合と同じく殯所を 殯所につ Ņ 両 て明文が 楹 \mathcal{O} 間 あ としているが、 るわけでは

② 上 の 諸 侯 \mathcal{O} 場 ※合に おける鄭注3a3参 照

現 代語訳

だからであり、 を作るということだ。 である。 に 正 義に日 (すなわち また \bigcirc $\overline{\langle}$ 「大夫、 輔 この 「棺に近いもの」)という意味があるからだ。○ (これがこの通称となるの と言うのは、 布を以て輤と為す」 「蒨草」 経 は、 大夫の を用いてこれを (「輔」 車 単飾につ が とは、 は 殯に V 向 て明られ 白 (赤色に) カコ [布を用] には ·う車 かにしたも 飾 (また) 染め 0 輔 通 な 櫬 称 ŏ

> い 殯する を取 を ここで するに輲車を以てす」と表現したのだ。 するに輲車を以てす」とは、 西 って両楹の間、 下に至りて車より説く」とは、 E (その棺は) 階から升るのだ。 下ろすことを言ったものだ。 り外してしまえば、 所に適く」 「阼階より につい ずっと とは、 て言っ ・升り適く」と言っているのは、 すなわち殯する場所に行くことを言ったものだ。 「輲車」 たものだ。 ただ 作階の

> 下から 大夫が亡くなった当初 「輲車」があるだけであるから、 に載せている。 0 (阼階の下で) この車 ŧ 「挙ぐるに阼階自り L (遺体を) 0 納 「入るに門自り 棺後の) 今、 挙げ、 家に至って (棺に納めてい から家に至るま 柩 から 阼 であ .階を) 升りて 遺体 階

 \mathcal{O}

硫 (注に対する)】 (四葉表四 行

ば

升

之義、 〇 正 此 用 葦 恐至家乃載以 言 布 席 云載以輲車、 載以輲車 以爲屋、 耳。 義 通達於下、 Ę 云言輤者 -入自門明 云白布不染也 輴 蒲席以 明 車 是大夫與士、 車 達 名也 為寒 亦 故 車不易也 不易 三明 私性。 者 者 車 既不用 者 以 木 以經云用 易。 皆 諸侯爲裳帷、 鄭 有櫬近之名也。 以經 上 **蒨草染之、** 云不毀牆遂入、 布 云至於家而説輤 故知白· 則 而 知 大夫亦有 [布不染。 言輔 云至門亦 不云車不易 者 載 下 以 説 |輪車 計構乃入 是櫬 經 士 近

書 き下 文

 \bigcirc 굸 正 ふを以て、 義に \Box 故に白布の染めざるを知る。 白 布 \mathcal{O} 染めざるなり」 لح 云ふ 下 経 は、 (5a)に 布 士 を 用 \mathcal{O} ふと 輤

ずし 皆な櫬近の 輤と言 るに輲車を以てす」 を恐れ、 を以てす」と云ふを以て、 ること」と云ふは、 と言ふは 以 **常席以** っるに て、 て遂に入る」 いるは、 則ち ·輲 7 故に 車 達 屋と為 を以てし、 名なり」 大夫も 名 輤 有るなり。 「明け は Ļ と云ひ、 是 亦 と云は n と云ふは、 鄭、 し車の易へざること」と云ふ。 蒲席以て裳帷と為す」 た裳帷有るを知る、 親近の 入るに門自りするを言ふ、 経に 門に ば、 車 家に至れば乃ち載するに輴車を以てする 義、 Ď 至りて亦た輤を説き乃ち入るは、 「家に至りて輤を説 明けし車も亦た易へざること。 易 既に蒨草を用ひて之を染めずし 通じて下に達す、 へざるを云はざるも、 倶に ځ 布を用ふるの 諸 明け き、 侯 是れ大夫と士と、 上に も裳帷を為 載するに輲 し車の易へざ 此に 「牆を毀た 載 るを Ť 重 載

現 代 語 訳

経文では特に わ 諸 潴 É \bigcirc と言うのは、 「布を 正 用する。 いも 侯も 席以 か 布 かるの 示であ 義に曰く、 用ふ」 て裳帷と為す」 だ。 「裳帷」 るとわ 輤 という意味が れで大夫と士 言及していない) と言っていることから、 「蒨草」を用いてこれ (大夫の場合、 を設けることから、 かるのだ。 لح 白 言うの 布 とあり 0 染めざるなり」 経の下文に「士の輤は葦席 は、 あ (の棺飾りに) 輔」 金に 0 輔 て、 のである。 を (この 大夫にもまた 「裳帷」 に (赤色に) 染めてい は (用いるのが) 同じく布 と言ってい 意味は) にも、 「櫬近」 「輔と言ふ の あることが知られ、) を用 す 「裳帷」 下 るの な 以て屋と為し、 なわ いる 染めていない 位 は 櫬 \mathcal{O} 達 は、 な ŧ ち ないのに、 名 があると かか 近 「なり」 の 経 「棺に 6 文に ŧ

> 輤を説 また易えないのは明らかである。 を毀たずして遂に入る」とだけ言って、 へざること」 を説 5 V 体 Ž, 味 せ換えると誤解されるのを鄭玄は恐れて、 ているのであるから、 ないが、 を を 明けし き、 き乃ち入るは、 持 輔 0 車 載するに輲車を以てす」と言ってい ここで(大夫につい と言ったの 「車の易へざること」と言うのは、 輤 に安置する礼があるので、) の 名が 載するに だ。 付けら (家 の (諸侯につ . 輲車を以てし、 門に入るに際 れ て)「載するに輲車を以てす」 てい いて述べる) 車を易えないことを言っ るの 家に至れ そこで「明け だ。 経文に 入るに門自 るも て、 「門に れ \mathcal{O} 上文で 諸 ば 「家に至りて \mathcal{O} 至 侯 ŋ 0 輴 L は É 廟 車 車 するを 亦 車 内 0 牆 易 で

乗

遺

は

言

輤

意

言

硫 (注に対する: つづ き) 回 葉 表七 行

夫士 乘車 子以 端車 迫 相 别 不易車 輲讀爲輇或作槫者、 載柩 言 之輪六尺 地 故 近 施 木爲輻、 不易車 其制同 而 云其制同 作 行、 者 木旁專字者。 明 諸 其 巴乎者、 互 有六寸。 按周禮遂師 侯亦 **発輪**宜 乎。 相明 無輻謂 卑、 不易車。 也 言天子蜃 云輇崇盖半 者 今云半之、 굸 言經之輲字當讀爲車旁之全、 合大木爲之、 故疑半乘車之輪。 職 許氏説文解字曰 諸 云不易者不易以輔也者、 車、 侯言 共 乘 蜃 得三尺三寸 車之輪者、 與 車之役、 不 毁 不 此大夫輇車、 牆 施 輻 有 盖 是天子以 則 日 輻 大夫亦 此無文 日輪 也 輇 疑 解矣。 聲既 云周 굸 無 載柩 不 諸 證 輻 或 謂 毀 相 禮 \exists 禮 侯 大夫士在路 周禮考工 記諸 以其 又有 言 近 也。 輇 牆 不毀牆大 者 屋車 굸 蜃 本、 屋軽 制 此 宜 天

同 聲

盖

言

謂 用 굸

之時 柩以 耳 車 以 蜃 輪 禮 車 車 有 崩 此 不耳者、 至 輴 至 車 家説載、 載極之禮。 謂天子 蜃 車。 亦 載 諸侯、 此 其 以 (殯時、 (輔車、 喪從外來、 殯時用! 則易之以 是不易以 輔、 大夫士不合 輴 輔 又天子諸侯及大夫朝 也 也 云廟中 用 若天子諸 輴 故云此 有 侯、 載 柩 示 廟 以 載

書 き下 文

たずと言ひ、 1 と云 輻有るを輪と曰ひ、 と云ふは、 は 此 制 同じきか」と云ふは、 さざるを輇と曰ふを謂ふ。 を施して輻と為すを謂ひ、 !宜しく卑かるべきを以て、 「輲」字当に読みて車旁の全と為すべし、 輲 n 同 を用てするを木旁の専字に作る者あり。 ムふは、 文 読みて軽と為す、 今之を半 声 既に の きか」と云ふ。 辞なり。 証 是れ天子以て柩を載するなり。 諸 する無きも、 相 按ずるに 一侯に牆を毀たずと言はば、 -ばにすと云はば、 ひ近ければ、 大夫士に車を易へずと言ふは、 周 礼』考工記に、 輻無きを軽と曰ふ」と云ふは、 周周 「輇の崇さ盖し乗車の輪に半ばす」と云ふは、 言ふこころは天子の蜃車と、 或は槫に作る」と云ふは、 其 礼 其の 「周礼又た蜃車有り、 、れ蜃の類、 輻無きは大木を合して之を為り、 故に乗車の輪に半ばすかと疑ふ。 遂師職 制宜しく同じかるべ 三尺三寸を得たり。 乗車の輪は六尺有六寸なり、 (15-21a)盖し地に迫りて行かば 則ち大夫②も亦た牆を毀た 「蜃輇声相ひ近く、 或は礼 「許氏説文解字に 互に相 に、 天子以て柩 記の諸・ 言ふこころは 此の大夫の 輻有るは Ļ 「蜃車 ひ明むるなり」 諸 一候に牆 故に 本、 . О を載 役に共 輻を施 別に木 其 \Box 此 「其 を毀 其 輇 の 経 0 す لح 重 制 輲 0

> する ず。 又た天子諸侯及び大夫、 不ざるのみ」 せざるなり。 載を説くも③、 ふこころは大夫士路に在れば、 礼 |るも亦た蜃車を以てす。 有り④。 なり からず、 大夫士に車を易へずと言は 「易へずとは、 4 故に と云ふは、 此の喪、 天子諸侯の若きは 廟中に柩を載するに輴車を以てするの礼有 亦た載するに輲車を以てす、 此 易ふるに輴を以てせざるなり」と云ふ 外従り来たり、 れ不ざるのみ」と云ふ。 廟に朝するの時、 謂ふこころは天子諸侯、 其の 殯 載するに輲車を以てし、 ば 待 柩を載するに蜃車を以てし、 は、 明 大夫士は合 け 則ち之に易ふるに輔 し諸侯も亦た車 輔車を 是れ易ふるに輴を以 用ひて柩 殯時に輴を用 (まさ) +を易 家に至り を載する . 輴を用 へざる 此

至

1 乘車、 同周 礼 玉 路 考工記序39-11a 金路象路也。 「乘車之輪、 六尺有六寸。」 注11a5 \mathcal{O}

Š

- 字があるべきか ②前後で「大夫士」 と言うことより す れ ば、 ここに 士
- 3 注26-3b7 説 載 「説載、 につい ては、 下棺也。 同周 除 礼 飾 春 去棺 官 飾 喪 也 祝 参 及壙 照 説 載 除

4 とについ)天子諸 て 侯が殯時 は下文および下文の注⑤、 に 大夫以上が 朝 廟時 6 に 9 輴 照 を 用 い るこ

現 代語訳

は 「輲読みて輇と為す、 \mathcal{O} 車 一旁に 輪 全」 車を用てする」 の 軽 或 字に読むべきであり、 は轉に $\widehat{\sigma}$ 輲 作 る 字 と言うの を木旁に \neg は、 「礼記」 専 経 一文の \mathcal{O} 0 諸 輲 字 字

ず」と言えば す ということで、 大 相ひ 天子は と言う ということを言うのだ。 を言い 有るを輪 測 < \mathcal{O} を ッる明 八夫の 毁 を 崇さ 作 ると言う 車 したも たず 動 と言うの 近 牆 輪 が るも 礼 へずとは 盖し 文は を毀 の あ も低いは き行くものであるから、 考工記に、 のだ。 (路 と言ひ、 輇 は (この 輻 るというの と 日 \mathcal{O} たず」 乗車 罪が無 Ó 車 其 上ではこ が な 思うに は で の制同じきか」 あ V V 諸侯もまた車を易えないということが 易ふるに輴を以てせざるなり」と言うのは、 盖 ように) そ は、 いというのは大木を組 あ ずだということで、 の輪に半ばす」 ることを言 のであるが、 とい 諸侯につ 大夫士に車を易へずと言ふは、 れで る 輻無きを軽と曰ふ」 乗車の その は から、 の蜃車に) は、 うことになるし、 「其の制同じきか」と言っているのだ。 礼 輻 (外輪とは) 発音が 「周礼又た蜃車有り、 (確定できないことを示す) 輪は六尺有六寸とある。 口ったも 三尺三寸ということになる。 遂 と言うのは、 7 師 を施してい 蜃」 と言うのは、 近い 柩を載せるということだ。 (「蜃車」と名付けられ 職 「牆を毀たず」と言えば、 のだ。 に (ハマグリ) ので、 別に木を施して 「乗車の 「蜃車の み合わ と言うの 大夫士に ない 一許氏 その 天子の 輪に半 このことについ いせて 役に共す」とあって、 車 説 形制 天子以て柩を載す」 -輪を の 互に相 は 文解字に つ 「蜃車」 円 類 今これを半分に ば いて ?明ら も同じであろう 輻 疑辞で は、 1盤状の) するか」 「輇」と呼 輻 た) この ひ明 諸 カコ 車 地 とここの とする 日 大夫もま 「蜃 なの (ス 下を易 力むるな 院に牆 て証 大夫士 あ 面 と推 る。 軽声 車 ポ \mathcal{O} 軽 車 近 明 Š 輪 $\bar{\mathcal{O}}$ 輻

士

では、 を用 天子諸 とい み 載するに輴車を以てする を (宮 及び る ゎ の場合は (帰 くうことだ。 と言うのだ。 1室の) が、 輲車に載せるということで、 ば て柩を載せ 大夫に 侯には、 遺 還 遺 体を下 す 殯 (体が) 門に なする時 Ź 「輴車」 は、 天子諸侯の 殯する時 至っても 路 すのであるが、 外より る礼 に Ŀ (葬 を用 は、 で 地 が は、 帰 あるの に いるべきではない、 に \mathcal{O} り場合は、 「蜃車」 湿す 向 礼有り、 輴 (その 車 かう 輴 るの で 車」 (門を入るに に あ 前 に 遺 柩を るが、 乗せ れが 体 であり、 を 此 乗せたままで に を) 用いる礼があり、 れ 蜃 祖 不ざるのみ」 換えるの 「易ふるに輴を以てせず」 扇に 車」に 輲 際 それで「此れ不ざるの \mathcal{O} (そもそもまた) 車 して 朝する (経文に に載せて だ。 門に に は لح 載 時、 こ言うの な おけ また天子諸 せ 廟 入るので) (帰 常中に て、 :還し)、 輴 る 大夫 . 柩を 遺体 家に は 喪

あ

至

は

侯

(注に対 (する:つづき)】 回 葉 裏六行

疏

後 ② 之形、 輲 車 凡 因 \Box 車之役、 在路載 取 輪 車、 輅 周 名 輲車 焉 無 鄭注既夕禮 禮謂之蜃 轝上 是天子也。 柩、 輻 崱 此 \exists 有四 屋車 輇 天子以下至士、 是蜃之制 車 4 周 也、 云 既夕禮①云、 雜 鄭 (文注) 其車之 是大夫用 記謂之團 也 下 則前 上下 周 轝 皆 禮 後 遂 蜃 苚 诵 有 用 軸 狀 遂 車 是 蜃 師 匠 車 如 士 云 與輲 在 以 床 則 用 納 兀 輇 諸 蜃 路 車于階間。 ③爲輪。 侯不 車也。 載 輪 中 車 -央有轅、 柩 迫 同 地 言 也 雜 故 而 許 亦 行、 記 注 周 車 可 云 叔 前 ᆽ 禮 知。 後 有 重 車、 制 似 大夫載以 師 出 其 於 (屋車 載柩 設 亦 有

刻 軸 注 廟 記 龍 匍 兩 輴 車 所 輴 頭 同 以 大夫以上: 八夫之殯 大夫諸侯以上 謂 爲 異 軹 但 注 畫 轅 不 云 | 皆用 輁 廢 爲 甪 輴 狀如 輴 君 輻爲 龍 有 輴 应 長床、 諸 輪 有 是大夫不 諸 周 苅 士 侯 侯 周、 朝 也 殯 天子 輁 穿 廟 亦 軸 程前 謂之輔。 用 用 輴 用 諸 則 輁 輴 不畫 輴 侯 無 後、 軸 車 土掘肂見 殯 龍 故鄭注既夕禮 28皆用 著金而關軸焉、 天子 故既夕禮 不 畫轅爲 大夫殯 之、 ·畫之以 衽 | 不用 故 龍 云 是 龍 檀 云 遷 故 弓 亦 輴 是也 是也。 於祖用 廢輔 快喪大記 云 軸 故鄭注 狀 也 天子 如 輴 云 轉 與 其 喪 菆 轔 輁 鄭 朝 大 君 塗

② 底 用 ょ を 改 (1) 茶」 び 鄭 入 8 底 本は 注 'n 本 7 『儀 厩 ない は W (既夕記41-12b) 夕禮 礼 、 る。 禮 「前 例もあるが、 後 注により改 云」と引い 礼記 字な を 軽量」 疏 のように既夕記 で いめる。 7 下 足利本 は いるから、 -文でこの 少 儀 作る。 同 疏35-部 『校 禮 分に付 -18b2 潘 !からの引用では 本は (勘記) 字を 故 け 既, 補っ 既夕云 引 5 夕礼 れ く浦 て た鄭 云 鎧 お 禮 説 注 茵 に お を 著

(3) V 改 底 8 本 る は 輇 を 輪 に 誤 る。 既 夕鄭 注 お ょ び 八 行 本 従

(4) 改め 底 本は 輇 を 輲 に 作 る。 説 文 および 既 夕記 注 に ょ

き下し 文

る

蜃車 そ 路に 輪車とを は 在 1 りて柩を載するに、 用ふること同 れ天子なり。 Ľ 既夕礼に、 天子より 故に 以 周 遂匠 デ 礼 士 遂 車 に至るまで、 師 ・を階間 \mathcal{O} 「蜃 に納る 車 皆 \mathcal{O} 役 な

> て取 之を団 물 「大夫載するに輲車を以てす」と云ふは の蜃 大夫の 注 有 如 有るを輪と日 諸 故 7 ŋ ŋ ひ、 して云ふ、 一くなり。 に喪 と謂 喪大記に注して、 「天子は菆 輪と為さず③。 て焉に名づ 車 屋車 中 下 \mathcal{O} 注 は ・央に轅 形 ふ に、 大記に云ふ、 は、 中を用 諸侯の殯も亦た輔車を用ふるも、 則 輴に龍 ち 四四 ひ と云ふは② 車 Ś 前 有 ふるなり、 鄭、 (あ 輪 は 後に軸 ŋ, 輻無きを軽と日ふ」と②。 2 を画 (I) 天子諸侯、 既夕 地に 柩 ŋ 「大夫の殯は輴 前 め [かず] 君 有り、 後に を 礼に注して云ふ、 則 É 迫まりて行く、 載 輲車 是 の 此 '龍輴を塗る」 ち j を 殯 ñ 出 たれ士 諸 る لح 是 ず、 に輴を用ふ」 殯に皆な之を用ふ④、 Ō 輇 車、 侯は言はざるも、 れ屋 6 制 の を以て輪と為す。 ŧ 前 蜃 を廃す」 周 大夫、 の 車 後の輅を設け、 礼之を蜃 亦た蜃車と同 制なり。 輲車は則 を用ふるな と 蜃に似たる有 其 殯に 鄭又た 轅に画きて龍を為 ک (6) 轅に \mathcal{O} が輔を 上下 車 ち 車 注 亦 屋車 画きて龍 \mathcal{O} لح 同周 許 に云ふ、 た知 是れ大夫、 用ひ 故に檀る 謂 通 轝 轝 叔 礼 V, 用 重 \mathcal{O} な 雑 んるべ 上に 状 り、 説 6 を為 因 遂 雑 は 弓 君 是 四 記

に 輻 周 \mathcal{O} 其 れ

之を すを謂 輁 是 輴 は、 ず、 に 輴 を 路に在りて柩を載するな に 云 遷 を ħ 鄭、 Š 甪 軸 を用ひざるなり⑦。 輔と謂 すに 用 ŧ ひ、 亦た輴を廃するなり 異 軸 (なる所以の者は を 士 ર્જુ は廟 用 天子之に Š に朝するに輁軸 土 画 鄭注 は マに 8 肂 輴 に云 に龍を以る 其 · 四 \mathcal{O} 掘りて衽を見 Š を 廟に朝するに、 周 用 有 てす」 Š, 「大夫諸 ŋ 故に既夕礼に云ふ、 لح 侯以 9 軸 (あら は 上 則 是 大夫以上 じ ち れ 兀 無 な す 周 但だ輻 一は皆な 故

と為 す」との、 ず。 既 夕 輁 礼 に 是 状 注 して n なり 長 床 굸 \mathcal{O} ふ 如 Ļ 軸 \mathcal{O} 桯 状 \mathcal{O} 前 転 後を穿ち 轔 \mathcal{O} 如 て、 Ļ 両 金を著け 頭 を 刻 4 Ć 軹

> 注 夫

3 14a10えてい 師 雜 2 輪 下 車 車 (1) 之舉 呵 ᄞ 疏 則 記 周 許 ゎ 輪 15-21b4は 前 謂 氏説文云、 によれ 之團 礼 路 礼 るようであ 後 「遂匠、 也 狀 とあることに拠るか 有 地 如 既 軸 柩 官 床 ば 或 遂 夕記41-14a 路 《作輇、 以 蜃 人匠 輪四 載 遂 中 る。 軽爲 車 無 柳、 師 -央有: 人也。 幅 Ď 1輪迫地 ±15−21a 輪 ここで有 輪に 或 \Box 兀 轅 [輇者 作 輪 既 許 …14b1車、 摶 は 迫 而 前 冝 共 也 叔 輻 地 行 後 重 柩 聲 輻 而 丘 出 資出 説 とす と蜃 讀 籠及 即 行、 軽車 が 皆 設前後 載 るの 有 有似於 車 あることに 相 蜃 輻日 柩 遂 附 「車之役。」 \mathcal{O} 以 車)匠納車 耳、 は、 輪 輅、 輪 ŧ 軸 蜃 周 未聞 単 また無 而 轝 禮謂 主 無 因 に 貫四 なるが、 上有四 注21 階 輻 取 遂 孰 閒 \Box 名焉。 師 輻 正 1a2輇 注 周 考 兀 遂 其 注

は 下 ことになるが、 4 L では 7 形 同 制 類 輴 の 用 は 完 途が異 ŧ 前文を受け لح Ō として扱われているの 輁 天子諸侯が殯で用いるのは なるようであるが 軸 の Ć み 「蜃車」 が 議 論されてい もしく であろう。 ともに棺 る。 は 輴 蜃 輲 . を 載 車 であ 重 がせる車 ŋ を 指 輴 以 す

輴

(6) (5) 菆 礼 記 以 周 檀 喪 龍 大記45-18b 弓 輴 닉8-23b 加 椁 而 「天子之殯 君 塗 之。 殯 用 天子 輴 也 殯 欑 菆 以 至于 塗龍輴 輴 車 Ŀ 以 畫 畢 轅 塗 為龍 注23b 大

> 湊象 湊象 也。 18b9三画。 以 棹、 椁、 此 幬 記 欑 また以下 欑 其 上 參 置 他 兀 差 猶 亦 注 菆 于 西 如 如 以 也。 -の注⑦、 序、 之。 檀弓 屋 以 屋 大夫之 覆之、 參之、 塗不暨 8 殯 上 于 天子之 殯 盡 覆 照 棺 塗之。 廢輔 如 屋 士 殯、 者 殯 置 也。 諸 見 棺 居 侯 衽 輴 幬 西 棺 牆 不 以 下 龍 畫 覆 上帷 輴 也。 龍 就 欑 牆 不

題 題

る るが、 焉 沈 謂 下10−12b ⑦大夫が 皆 輴 也、 菆 参 塗龍 當 故 鄭玄23b8はこの檀弓下に従い、 照。 君之三 設 爲 殯 殯に 輔以 撥。 載 車 以 な 也。 孺子鞼之喪、 (棹。) お、 臣 輇 輴 隨設之。 臣 車之 畫 |者廢輴 轅 諸 礼 を用い 輇、 爲 記 侯 龍 輴 聲之誤 而設 顏柳 哀 喪大記45-而 ないことにつ 公欲設 幬、 設幬、 撥、 \exists 也 覆 天子 也 撥 竊禮之不中 -23b と (注13a2:輔 「大夫廢輔 龍 問 輇 殯 V 輴 車 於有 以 7 棹 而 大夫葬 は、 者也 漫棺 椁 若。 柩 不畫 幬、 車 此 有若 也 用 而 礼 龍 塗 而 記 I輔非 輴 注 君 之、 日 12b10とあ 注 爲 何 也 學 所 其 弓

謂 輁 於 9 衽、 -2a8 狀 祖 士 如 儀 \mathcal{O} 小 掘 ,要也。 殯で 長 礼 朝 婦見衽。 天子 牀 祖 は 既夕礼38-4a 庿 畫之以 穿 喪 棺 币 大記 程 を 前 注2a6 西 |階上 龍 後 Ę 軸 著 「遷于祖! の穴に直接埋 輁 大夫以上が …2a7 1 肂 金而 軸 也 埋 關 **·**殯見衽、 用軸。」 棺之坎者也。 軹 軸 焉 狀 朝 \Diamond 廟 如 大夫諸 注4b1 る。 塗上 轉 時 轔 に 帷 掘之於西 儀 侯以 遷 之 輴 刻 礼 兩 を用 士 徙 頭 有 照 喪礼37 也。 四 爲 周 徙

既夕 ことに 則 大 大夫朝 明 記41-8b 文が ついては、 士 廟 が あ 當 朝 る 廟 用 夷 ゎ 時 輴 牀 疏5a2に け に 輁 で 諸 輔 「 輁 は 侯天子 ない。 軸 饌 「大夫殯 于西階東」 殯 を な 開い 葬 お、 葬 朝 雖 ること 廟 献 不 に見えて 皆 甪 苚 軸 輴 ゕ 輴 5 \mathcal{O} 士: \mathcal{O} لح 語 朝 言 類 は 廟 推 わ 用 にすぎ れ 魮 るよ 礼 軸

[現代語訳]

に 礼 でい て言 以下、 を に ことを言ったもので、 を用い よう は け 7 般 説 す $\widehat{\sigma}$ はこれ . 飛 な る」と言う る 前 る 0 雑記篇に、 な形で . ると) たも 路上に 横 わち 周 士 後 び と言 出 礼 輻 木で 記 一に至るまで、 に の。 を 車 蜃 **(**ス (ある) あり、 軸が ている、 知 遂 在 に注 車」 \mathcal{O} れる 師職 って ポ 「大夫載するに輲車を以てす」と言うのは、 蜃 9 は 車 儀礼 その注に、 あ して、 '柩を載 輅を設け、 のだ。 のことであり、 そ で り、 士が の中 諸 と呼び、 4 (その飛び ٥ 「蜃車の役に共す」というの 侯につい が な同じく 円 「その 既夕礼 蜃 世 あ -央に轅 盤 蜃 るのを輪とよび 車 (て移 車」 車 状 轝 車 雑 \mathcal{O} 出した部分に) て を用い \mathcal{O} Ď は、 <u>ි</u> 記篇はこれ 「蜃車」 輪で の の これは大夫が 上に 轝 1動す) (ながえ) 形状につい 言及はない 「記」) 柩 $\widehat{\parallel}$ (ある) は四 を載せ ることを言ったも 輿 るに際 か 周 輔 を が に、 輇 輻 \mathcal{O} \mathcal{O} る車 あっ 囲 前後に ては、 が、 を 形状は 車 が しては、 「蜃車」 団 遂 車 は、 無 11 て、 のことで、 また を用い 輪 匠、 が (車)」と呼 天子に لح ある。 鄭 床 (引き綱 (轝 玄が を軽とよ す (「蜃· を用い 車 天子 の。 「輲車」 (寝 を る。 る。 台 既 . つ j 下 階 車 許 部 を 前 る À 周 間 V ょ n

> 놀言 とを言 篇で が、 んで) \ \ \ 車 に似 輪 言 在 い ぶ Iって る、 が ってはこれに柩を載 لح 轅に は、 地に 天子諸侯は、 ているので、 これ 塗りこめる」と言って、 っているのだ。 同 と言 龍は画 |天子 る。 その注に、 接近して転が じであ が こってい 蜃 固かない。 (の殯で) る 殯にも 車」 蜃 が、 る。 「君とは諸 って、 諸 \mathcal{O} (「蜃 せるのである。 字を取ってこれに名付けたのだ」 鄭玄はさらに だから 侯の 形制 みなこの は、 車」 (この車 殯にもまた である。 龍輔 一くのこと。 轅に龍 喪大記篇に と異 車 を用いるのであ (の四方) (なり) \mathcal{O} 一周周 上下の 動く を画く 輔 輴に 輴 車 礼 様子 「君の 輻を 位に通 車 遂 (「輴」 は龍 に \mathcal{O} が 用 師 殯に を用い 形 (木を) 職 を画 る。 い 制 用 蜃 に を用 た輪を付 輴 Ŕ 注 が かな を る 놀言 集め のであ から 用 ま て、 る た 路 上に け 檀 0 لح 四 弓

する 龍 周 遷 用 が な 記篇に注して、 輴 す 11 見 を (を あに、 える を Ó を な 画 掘って を用い 11 取 に 用 V ということだ。 (程度にする)」 (輁 大夫以上はみな と言うの 井 大夫の む (その深さは、 な 覆 軸 それで既夕礼に いとい 「大夫の殯では輴を廃す を用 $\overset{\vee}{\circ}$ 殯には が が うことだ。 . る これ あ (葬地に向かうに先立 のであって、 り 輴 輴 棺蓋を棺に ىل に当たる。 言 祖 を用 を用い れ V 土は を (廟 鄭 固定する) 「(殯で á これもまた 注に 輴 な 士 輴 に 立は V) と言 祖廟に 「大夫諸 (見えるため だからだ って) '棺を埋 لح 呼 5 衽 輁 · 朝 これが その 误以 輴 (ちぎり 鄭玄 天子 ける る に棺 祖 を廃 はこ 大夫は 廟 どめ) は 喪大 (あ 兀

なる部分 である) 11 属を取り著けて車軸をはめ込む」と言うのが、 〒 (寝台) の だ。 · 部 の の つ 「轔のようで、 分は、「 のようである、 軹とする。 それで鄭玄は 前後を 輴 半円 に 車 (棺 は 既夕礼 軸 を載せる部分である) 1状に) 兀 (輁の左右に固定された木材である) 0 周 に注して $\widehat{\sigma}$ 両頭を刻んで 穿って、 覆 い が (そこに摩滅防 (輁) あるが、 (輪を取り 輁の これに当たる。 軸 \mathcal{O} 形 「輁 形 状 状 付け は、 軸 止用の) は、 長い `る軸 に (漢 桯 は 0 床 頭 代 金 無

経】(五 葉表四 行

士 一輔葦 席以爲屋、 蒲 席 以 (為裳

[書き下し文]

± \mathcal{O} 輤 葦 - 席以て屋と為し、 蒲 席以て裳帷と為

士 [現代語 \mathcal{O} 輤 訳 は 葦 \dot{o} 席

蒲 \mathcal{O} 席で 屋 一の四 [周を覆う) (むしろ) 「裳帷」 で (棺を直接に覆う)「屋」 を作る。 を

莋

注 (五葉表五行

言以 葦 席 爲屋、 則無素錦爲帳

書き下し文

†席を以て屋と為さば、 則 ち 素 錦 もて 帳と為 す 無きを言ふ。

現 代語 訳

直接覆う) ゕ 席で 屋 帳 を作ると (とばり)を作らない、 は、 0 まり は ということを言うのだ。 諸 時と異. (なり) 糸錦で (棺

疏 (五葉表五

正

棺之屋 義 Ħ 也。 此 蒲席以 經明士輤也。 爲 **灬裳帷者、** 又以 葦 席以爲屋者、 蒲 席以爲裳帷、 謂用 韋 葦 l繞於屋: 席 屈 之、 一旁也。 以爲輤

[書き下し文]

正

屋と為す」とは、 Š 義に曰く、此の一 「蒲席以て裳帷と為す」とは、 葦席を用ひて之を屈げ、 経、 士の 輤を明らかにするなり。 又た蒲席を以て以て裳帷と為 以て輤棺の屋 0 ①と為すを 葦 一席以て

Ļ 屋旁に囲繞するなり。 謂

1 輤 棺 \mathcal{O} 語 は他に見えない。 輔 は

現 代語訳

屋」

は上の鄭注2a7「屋、

…櫬覆棺者」と同じことを言うか

櫬

義

で、

輤棺

折り 裳 0 正 「帷と為す」とは、 屋 義に曰く、 「葦席以て屋と為す」とは、 曲 ロげて、 0 一四周を取り囲むということだ。 直接に棺を蓋う の さらに蒲の 経 は 士の 屋」 席を用い 葦の席 輔 に を作ることを言う。 ついて明らかにしたも (むしろ) て、 それで を用いて、 「裳帷」を作り 蒲席以て これを のだ。

一疏 (注に対する)】 (五葉表六行

大夫、 然大夫無以他物爲屋之文、 ○正義日、 以爲裳帷 上有輤、 言以士云葦席以爲屋、 不云屋上所有之物。 旁有裳帷 則是用素錦爲帳矣、 内 有素錦屋。 屋當帷帳之處、 據文言之、 今士唯 葦席爲屋 與諸侯同。 云 故云無素 葦席 則 以 錦 當覆上 按諸! 爲帳 侯與 矣。

帳 屋上當以蒲 處 外上 將 有 蒲 布 席 席爲 輤 爲 裳 旁有布裳 帷 輤 接屋之四 於上。 帷、 邊 但 則 文不備也、 士之葦席屋之外、 以 鄣棺或 可。 未知孰是、 大夫既有素錦 旁有蒲席 故兩存 裳 爲 帷 帳 則

る。

に

4

|書き下 i 文

然ら ず。 E 屋 以 7 \bigcirc (ふたつなが) (もつ) 、屋と為し、 正 一を覆ふべし。 て棺 · 輤 処 \mathcal{O} 帷 報有り、 最美に 外 を覆ふべし、 がば大夫に他 帳 帳 文に拠りて之を言はば、 を彰 外の上に布の の 旁に蒲席の裳帷有れば、 て帳と為すこと、 処に当たるを以て、 Ħ 旁に裳帷有り、 (さえぎ) 蒲席以て裳帷と為す」 但だ文備ら 言ふこころは 物を以て屋と為すの文無くんば、 蒲席を将 存す。 輔有り、 らば或は可 ず、 諸侯と同じ。 内に素錦の屋有り。 (もつ)て裳帷と為し、 故に 旁に布の裳帷有れば、 葦席もて屋と為さば、 士に 未だ孰れか是なるを知らず、 則ち屋上当に蒲席 なり。 と云ひ、 「葦席以て屋と為す」 「素錦の帳と為す無し」と云ふ。 按ずるに諸侯と大夫と、上 大夫既に素錦 屋上有る所の物を云は 今士唯だ、 則ち是れ素錦 屋の 心を以 則ち士の葦席の 則ち当に上の輤 の帳と為す有 四辺に接し、 て輤と為し、 と云ひ、 章 故に両 一席以 を用 屋

あ

現 代語 訳

で 接に棺 〇 正 れ あ 帳 限と為 一義に曰く、 れ (諸侯と同じく素錦でもって帳 !を覆うとばりである) ば 大夫の場 す無し」と言う、 士 合、 に は 他 葦 ということを (この注では) 物で 席 帷帳の処に当たるので、 以 て屋と為す」 屋 (すなわち「屋」)を作るとい を作るとの経文が無い と言い、 それで 言ってい 屋 は 以 る (直

> であ ならば、 席づくり に当たる部分があるので、 うことになる。 ~覆う) 屋」 言って、 り、 兀 は L を覆わねばならない。 の説に対し、別説として)大夫の場合はすでに素錦づくりの帳 今、 Ŋ れ 辺に接する形で、棺をさえぎれば、 裳 兀 ば、 のかわからない。 が Ó 1周には布づくりの 処も覆うことになるから、 士はただ「葦席以て屋と為し、 葦の席で「屋」を作るのであれば、 帷 あって、 屋 (大夫と同 屋 があり、 思うに諸侯と大夫とには、 (T) の外に、 (さらに) 上にある物を言ってい 様) (それらの) そこで両説を並記 ただ経文の記載が不十分なの 兀 それでもって)上部の 「裳帷 屋 |周に蒲の席づくり 帳の の 上に 外の上には布づくり 内部 蒲の席で がある。 それで十分なのである。 蒲 蒲席以て裳帷と為す」 ない。 \mathcal{O} 素錦づくり 上に しておく。 席で ならば士の場合も葦 「裳帷」 <u>こ</u>の Ó 経 輤 「輔」 輤 裳 文に拠って言う 屋 を作り、 で、 帷 \mathcal{O} が を \mathcal{O} あ の どちら 作りその が にも 屋 ŋ ?あるの 輤」 との 屋根 屋 が 周 以 あ 辺

0) が

上

記 研 究は J S Ρ S科研費20 K 0 0 0 53による成果の

部

である

付

上

正

156